

家の漁夫として働いた人であつたが、共に働いた自家の漁夫中には貰ひ子がゐた。その内一人は七歳の時貰ひ、もう一人は十二歳の時に貰つた。その一人は妻を失つて育児に困つてゐる人の子であり、他は流浪して此の村を通りすがつた乞食の子であつたと云ふ。船主は之等の子供を貰つて育て、やがて自家の漁夫として働かしめた。之は勿論實子も同様であつた。貰ひ子と雖も船主の子供であり、殊にかういふ子供は他に頼るべき所が少なかつたから眞面目に働いてくれる者が多かつた。眞面目に働いてくれさへすれば生みの子供でなくても可愛いゝに極つてゐたのである。さうして年頃になると女房を持たせて家を與へた。之が即ち譜代と呼ばれた家であつて、町家奉公をなし暖簾を別けて貰つた家に等しかつた。親が多く土地を持つてをれば實子貰ひ子の區別なくその分家には土地を與へたが、土地が乏しければ實子であつても土地を分與する事は無論出來ない。即ち仁科では格別貰ひ子實子の差別がないのが普通であつた。之は東北地方の名子分家などにも屢々見られた所である。

日本海の鱈場と呼ばれる漁場は海岸から數里を隔てた沖合である所が珍しくない。鱈、鰯の捕れる凡そ百尋以上の深海即ち漁場はそれほど岸から離れてゐるのである。従つて時化の續く

冬に掛つた此の漁業は、太平洋の後家繩（亭主がよく遭難して後家が出來た爲めに此の名稱あり）と呼ばれた鮪延繩以上に危険率が大であつて、然る故に實子を沖へ出すに忍びず、タラバオヂと稱せられた貰ひ子をして出漁せしめたと一般には言はれてゐる。然し乍ら沿岸漁業盛んであつた和船時代の沖合漁に、特に地元の勞力だけで不足であつた所以は、この漁撈には老人子供女等に参加せしめる事が出來ず、八挺櫓十挺櫓といふ多數の航漕勞力を要したが爲めに、血氣の若者の力を糾合する必要が強かつたからで、勿論船元の實子と雖も青壯の者は出漁したのが通例である。故に恐らくタラバオヂをして當らしめたと云ふが如きが真相であるならば、それは沿岸資源漸く衰退した頃に於ける特殊なる地方事情に基いたものであらうと推察せられる。志摩の蟹女村地帯にも養女の風が從來より盛んに行はれてゐたが、之も幼少者を農村より貰ひ受けて一人前の蟹に仕立て、之をやがて實子同様の待遇で嫁にやるかまたは之に相續せしめてゐる。田子の貰ひ子も同じく近在の農家出身であるといふ。さうして後には養家の分家となり中には養家を相續してゐる者もあるといふのである。従つて田子の鰹船の如何にも今様の鰹装の中に此の様な乗組員のゐる事は少しも意外ではなかつた。斯る本格的な漁業勞働力は、

定置漁業の網起し操作などとは違ひ、農村から俄かにポット出て来た様な者では到底間に合はぬのである。従つてこの労働力を單に漁期中のみに獲得しようとするれば、他の沖漁業盛んなる漁村に之を求め、より外はない。然るに我國では海に進取的路上に出る氣風は甚だ一般的でなく、特に算へ上げられる傳統的な一部漁村に限られてゐると云ひ得るであらう。然かもそれ等の漁村に於ける漁業は近年規模大となり遠洋の活躍著しく他に補給する程の労働力があり餘つてゐるとは考へられぬとすると、農村の幼少年者を貰ひ育て、自家の漁夫たらしめるの古風な方法を、今俄かに捨てる事の出来ぬは云ふまでもない事である。唯、田子を訪れて氣に懸つた事は斯る漁夫や將來漁夫たるべくして今はあの丘の上の立派な小學校に嬉々として學んでゐる貰ひ子達が、あの土地に最早分家する餘地なく、従つて分家して親の庇護を受け乍ら堅實な一軒前の漁家を作る事が今後望めぬとすると、親はこの人達の將來に付て如何に心構へしてゐるかと言ふ事であつた。然し乍ら親に問ふよりも先づ身に省みなければならなかつた事は、貰ひ子に對する勝手な聯想から心なき眼を我々は向けて、それでなくてさへ控へ目に貰ひ子の慣習を持續してゐる漁家及び貰はれた人を卑屈ならしめてはゐぬかといふ事、然して之は惹いて之に係

はる將來の宿題を一般に提供するの機會を失はしめて、極く内輪の問題として内々に處理せられはせぬかといふ事、さういふ事を考へ乍ら歸つて来たのである。

(水産界 六九九號)

第三篇 信仰行事

海邊習俗

一、海村の神幸路

數年前に五日間船上に在つて、瀬戸内海中部の三十に近い島々を訪れてみる機會を獲た。この旅行では無論一定漁村を詳細に觀察することは不可能だつたが、然し乍ら極く短時日に多くの海邊聚落を訪れ、或はその前を通過瞥見するといふ珍しい經驗を得た爲めに、此の地方の一部の海邊聚落に一つの型がある事に氣付き、深い興味を感じたのである。然しその後之等の觀察を積み重ねて行く機會を得ずに今日に及んでゐる。

瀬戸内海の島々に於ける最も漁村らしい聚落がどんな構へを爲してゐるかといふに、その共通せる點を次記するならば、小島内の部落は背後農村との交渉は在つても極く些細であるので部落は海に向つて出來てゐるといふ事、即ち部落の玄關が海に向つて在るといふ事がまづ擧げられる。言ひ換へると部落の前面に多少なりとも港らしい施設があり、僅か乍らも波止場はとばがある。

つてその内側には發動船を繋ぐ事が出来る。波止場は波除けであると共に棧橋の役目をも兼ねたもの多く、この波止場の根には恵比須様か龍宮様の小祠があり、この邊りは一寸した廣場になつてゐる所が多い。その小祠の傍には姿の良い松等が一本位樹つてゐ、燈籠などがある所もあつた。此の燈籠の中には昔は夜航の船の標識となつてゐたものもあるであらう。廣場に面しては巡航船待合所商店等があり、普段の廣場は荷揚げ場、網干場、網修理場、毎日の天候観測所、夕涼場、人の送迎場、子供の遊び場等となつてゐて、色々の意味で部落の中心地を爲してゐる事が伺はれた。

村の中の路はすべてこの廣場に向つて通じてゐるが、之等の路は山懐で絶えてゐるものが多い様に吾々には思はれた、聚落は大抵家が密集し軒、扉は連つてゐるが、屋敷取りはゆつくりとゆつりのあるものが少くない。然し中には平地乏しき爲めに聚落は山の斜面に出来てをり、此の村の中の坂路を上つて行くと、背後の山に氏神の在る例も少くなかつた。

私が之等の部落で最も興味を覺えた點は、この背後の氏神と部落の玄關口である廣場及びこの兩者をつなぐ村の中央部を通つてゐる道路であつた。然し之等に關する種々の民俗を調査し

て來たわけではないので、此時に瀬戸内海中部島嶼に於けるその事例を掲記して詳述する事は出来ぬのであるが、頗る断片的な聞き乍ら、海村に於ける氏神祭の甚だ注目すべき一形式が茲にも凡そ存するであらう事を推察し得られる様に思つた。今茲に必要な此の地方に於ける聞き書を僅か乍ら次に掲げる。

一、ハツ々神社は九月十五日が祭禮で、此の日濱で神輿を練る。濱に此の時神輿の休み場を作る(岩黒島)

二、氏神八幡の正月十五日の祭禮には神輿をかつぎ、頭屋は袴をつけて濱の恵比須様の所に下つて最後の行事を爲して祭を終る(手島)

三、住吉神社の祭禮には宮から濱へ神幸あり(女木島)

僅かに之丈けの事であるが、祭禮に就て片言をも聞かず過ぎ去つた多くの島々中に於ても、かの部落前面の廣場に恵比須の小祠、龍宮の小祠を祀る所に在つては、やはり背後の氏神より祭禮には神輿が下つて來て、この小祠の邊りを神休み場と爲す所が相當に在るものと想像せられる。少くとも私には沿海村の神幸には海汀が切離し得ざるものゝ如く考へられ、惹いては瀬

戸内海漁村の波止場の根に在る如き惠比須龍宮等の小祠は、その發生に就ては種々の原由を算へ上げ得られるであらうが、此處が曾て神輿お濱出はまいでの重要地點であつたが故に、後に小祠を祀らざるを得ぬ聖地であつたと考へ得られるものが少くあるまいと思つてゐる。神幸と海汀との關係に就ては、此の拙書刊行に際して是非共多少考へてみたいと豫定してゐたが、母の喪にあふて今は爲し難い故、何れ稿を改めるとして、之に關する極く僅かの資料を掲げてをく事に止めてをかう。

千葉縣海上郡海上村大字柴崎の海上八幡宮祭禮には神幸祭あり、隔年に本郡高神村の内外川浦屏風岩の前に錢洗井といふ御手洗井あり、其處へ神輿渡御ありて社司以下神事を修す（中略）之を銚子潮干祭又は關東の裸祭と稱す（海上郡誌）

千葉縣君津郡根形村飯富の飯富神社の例祭には、神輿は儀仗整々として國勝神社の神輿と長浦村藏波いぢまばの往會原いぢまばに會し、後別れてその海濱に渡御し、神手洗井と稱し、海中に湧出する清泉に至りて齋祓の式を行ふを例とす（中略）御手洗井は長浦村藏波の西方海岸より一町許り海中に在り、清泉湧出す、無色透明にして鹹味なく清冽掬すべし、飯富神社祭には神輿此處

に渡御し、此の水を以て洗滌するを例とす

等あり、神祭に神輿が海汀に出て給ふ儀式或は海上渡御せらるゝの儀式は千葉縣のみならず各地に見らるゝ所であり、海邊より遠き山間に在りては之を河邊に行ふ所も珍しとしない。大隅肝付郡の山間百引村の神輿神幸には神幸路筋は毎年必ずしも一定せず、要はなるべく見晴し良い山上に神輿を練り上げて、山合ひより遠く海に見える所に神輿を持つてゆく事にある。海に見える所に神輿を持つてゆく事が、神をいさめる最も良い方法であると此處では言はれてゐる

山口縣美禰郡秋吉の神社の神は同縣大津郡三隅村野波瀬のなせの海より上り給ふたといふ縁故より祭日には必ず野波瀬より汐を汲んで秋吉に持つて行く慣習があるといふ。而して秋吉ではこの潮が到着して、始めて神社の扉を開き祭禮を開始してゐるといふ事をあの邊りを旅行してゐる際に聞いた事がある。之は神社と海汀との關係を示してゐる一例であるが、この様な漂着傳説を有してゐる多くの漂着神の神幸に於て、漂着せり或は神出現し給ふと言ひ傳へられる海汀とお濱出との場所が結びついてゐる例は蓋し少くはあるまいと想像する。千葉縣の神手洗井、九州南部の潮井川は、祭禮に於ける齋祓儀式と神幸との關聯を示してゐるに過ぎぬものかもしれ

ぬが、かゝる場所のもう一つ奥には祭祀の庭と神出現の場所との結びつきを求める事は出来ぬであらうか。

北九州にはお潮井しほいを採るといふ慣習が非常に濃く残つてゐる。之に就ては曾て漁村民俗誌にその事例を掲げたので再び此處に繰り返す要はないが、その内筑前残島のお潮井路とは山上の神社と濱邊の神休場とを繋ぐ路の名稱であると解せられ、長崎縣北松浦郡田平村の神幸は、神幸そのものが海汀に出て濱の砂を採つてくる儀式であり、お潮井しほい採りと稱してゐる。斯くの如く北九州に於ては潮齋をとるといふ事と御演出とは、直接行事そのものとしては關係あるものは異例である様であるが、兩者が行はれる場所は切離し得ざる關係に在ると見做し得るのである。宮崎八幡社頭の濱砂をとるお潮井場が、神社祭禮に於て如何なる意義を持つ地點であるかは知らぬが、之なども良く質ねてみたいと思つてゐる一である。

神が海汀に漂着したといふ傳説は極めて多く、今日と雖も海汀に神は屢々に出現されてゐるものと思ふ。この様な神の出現ある以上は、神出現の記念たる一海汀が神聖視せられ、或は神幸儀式の重要な神休み地點となる事は極めて自然の事と考へられる。尤も神幸には神送りの

要素が多分に含まれてゐると考へられ、つてお演出の神休場は神送りの重要地點であるとも考へられるが、神出現の地と神送りの地點が一致してゐても、決して不可解ではないのであつて、我々は之等の問題探求の爲めには、海邊聚落に於ける神幸路、神休場等の地點をよく調査研究する必要があると思ふ。海邊信仰には此の外、二子島ふたごじま夫婦岩めづといわの如き重要な信仰地點があり、之等の一切は海から離れた同種信仰事象を解く大切な資料となる事を疑はない。

二、女が若水を汲む例

一部落内の年中行事のやり方は大體各家共に等しいのが今日の通例であると思ふが、正月年取りの行事に於て特に屢々家々により違つた仕來りの守られてゐる例を見出す。之が家々の古い信仰儀式の違つてゐた事を示すものとする、何故に正月行事にのみ多く此の様な家の傳統が固守せられ得たか、別の言葉で言へば村を統一する力が屢々之に及び得なかつたかといふ事が問題になる。

所で女が若水わかみづを汲むといふ習慣は、元日に餅を喰はぬとか、門松を樹てぬとか、注連繩しめなわを張らぬとか云ふ様な多くは一家一門の保持した風習としては現はれず、どうやら一部落は皆女が

若水を汲む家から成立つてゐるといふ風に殘存してゐる様である。尤もこの肝腎要めの所がかく曖昧ではしうが無いが、數年前に九州四國で聞き得た數例は確めたのではないが何れもその様に聞き取つて來たのである。若しさうだとすると之は部落内では決して特異な行事ではない事になり、他の家別特殊行事とは別個の現象をとりをるものと一應は見做す事が出来る。所が女が若水を汲むといふ習慣を今度は全國的に見てみると、之は上記した家別行事等よりも現在の調査範圍内に於ては遙かに珍しい例であると言はねばならぬ。若水汲みは全國的には年男とよとこ或は一家の亭主の重要な役であり、之を女が爲すのは薩南沖繩の諸島を除けば九州の數ヶ所と四國海岸の一部と佐渡の外海府の一村に在るのが判つてゐる位で、他に若しあればそれは未だ一般には知られぬ新資料なのである。而してこの僅かな數例は何れも海邊の村に存在してゐるのであるが、何故海邊にのみ在るかの理由は未だ全く判らない。

女が若水を汲むとすると、他地方の年男の此の役を其處では女が爲してゐるのであるから、若水汲み以外の年男の全部或は一部の役目も行つてゐるかもしれない。佐渡年中行事によると、彼の島では若水を主婦か嫁が汲むと報告してゐるのは僅かに金泉村字戸中のみであるが、

正月三ヶ日間の朝の火の焚き付け役は島内一般では年男の勤めであるに拘らず、戸中とそれに同村の姫津北狄の三ヶ部落では主婦が焚くと報じてゐる。一體佐渡年中行事は年中行事調査書としては最も良いものゝ一であるが、何か特別の事情があつて、この金泉村の資料が非常に悪い。さういふ點から想像すると、姫津北狄は正月三ヶ日の朝の火に就てしか報告してゐないのであるが、この様な特異な慣習を保持してゐる所であるから、戸中と同様に主婦か嫁か年男の水火の兩役を勤めてゐるのではないかと思はれる。之に就て若し佐渡の方から御教へ願へれば幸である。さうして尙上記の三部落に於て果して他村と同様に年男役が設けられるかどうかまた此の地の正月が他村のそれとどんなに違つてゐるかといふ點に就ても御報せ願へれば誠に難有い。

九州の方はどうかと言ふに之も仔細の事は丸で判らない。唯、五島列島の傍の平島の浦は女が若水を汲む所であつたが、此處には年男役なるものが併存してゐた。但しこの年男は他地方の年男の如く一軒に一人宛ある正月の亭主役ではなくて、部落内の少年中から毎年三名宛を選び、之に各戸の節分せつぶんの豆撒きをやらせる、即ち鬼やらひの年男役に過ぎず、一般の年男の僅か

に一部の役を勤める者であつた。さうして各戸の正月行事役は主婦が爲したか亭主がなしたかそれとも長男や下男にもやらせる例があつたかどうかには就ては少しも質して來なかつた。

以上私共は女が若水を汲む例が九州、四國、佐渡等の一部に稀に在ると云ふ事を漠然と知つてゐるに止まり、それが部落共通のものとして現はれてゐるのか、一家一門によつて固守せられてゐるのかは判らず、まして男の若水を汲む正月と正月行事の構造を如何に異にしてゐるかの點に就ては全く不明である事を悟つたとは情けない次第である。兩者の新舊如何の推察は勿論之等を明らかにして然る後に爲さるべきであらう。また、正月も近づいて來たので正月の特異行事の一例をあげて諸兄の注意を喚びたいと思つて一筆した次第だ。

(民間傳承六ノ四)

三、タツバといふ地點

志摩の和具村では、月經出産による不淨の女が別火する小屋を、カリヤと稱してゐた。但し八十歳以下の老人達はもうカリヤの存在してゐた事を知らぬので、この小屋が村内に幾つあり何人が之を管理してゐたかすら最早知る事が出來なかつた。近村に比するとこの村では何故か

夙くこの習俗を失つてしまつてゐたのである。然しこの小舎は無くとも後年まで、家々の内で別火する風習だけは尙存續してゐた。この村の里東、西札、石ヶ部落で不淨の婦人が穢れた身や衣を洗ひ淨めてゐた海汀は一定の場所に定つてゐた。此處の地名をタツバと言ふ。タツバは唯一つ此の村内で判明したカリヤの所在地の丁度真下に當る海濱に在つて、カリヤの脇を流れてゐたといふ小川は今でもタツバの邊りの砂濱から浸み出て海に落ちてゐる。恐らくカリヤに籠つた女達は、この小川に沿つてタツバに到り、此處で潮を浴びたものであらう。

タツバは石ヶの濱と里の濱の境に當つてゐる。この背後には八幡と呼ばれる小さい岬が海汀にせまつてをり、合祀前にはこの岬の上に八幡の祠が鎮座しました。またタツバから數間離れた海中にはドウマン島と呼ばれる礁が在る。この礁に觸ると瘡を震ふとて恐れられてゐる。何故恐れられてゐるか確かな理由は判らぬが、マラリヤ病送り等の神送りには、藁船人形が多くはこの八幡下から海へ流されてゐたので、屢々ドウマン島に之が數日間も引掛つてゐる事が多かつたといふ。かういふ風ではこの礁に瘡の神が止まりゐると看做されるに至つたのも無理ない事と思はれる。

またこの八幡下では盆には迎へ念佛も行はれてゐた。此處の盆には精霊が非常に歡待せられ主婦はこの三日間は終日全く佛供の調理に追はれてしまふほどであるが、十五日夜精霊を送る時には以前は茗荷の葉を以て家や屋敷の邊りを隈なく切り拂ひ、亡霊の残らぬ様に驅り立て、から海岸に出て送つたといふ事である。この佛追ひの行事は、學校の先生などに佛様を追ひ驅るとは面白くないと注意せられてから成程と思ひ、近年は止めてしまつたといふ事であるが、亡霊を怖れた頃の習俗の名残であると思はざるを得ない。盆の始めの迎へ念佛がドウマン島タツバの附近の嶺で行はれたのも、或はかういふ亡霊に對する心持の現はれの一端であると思ふし得るのかもしれない。

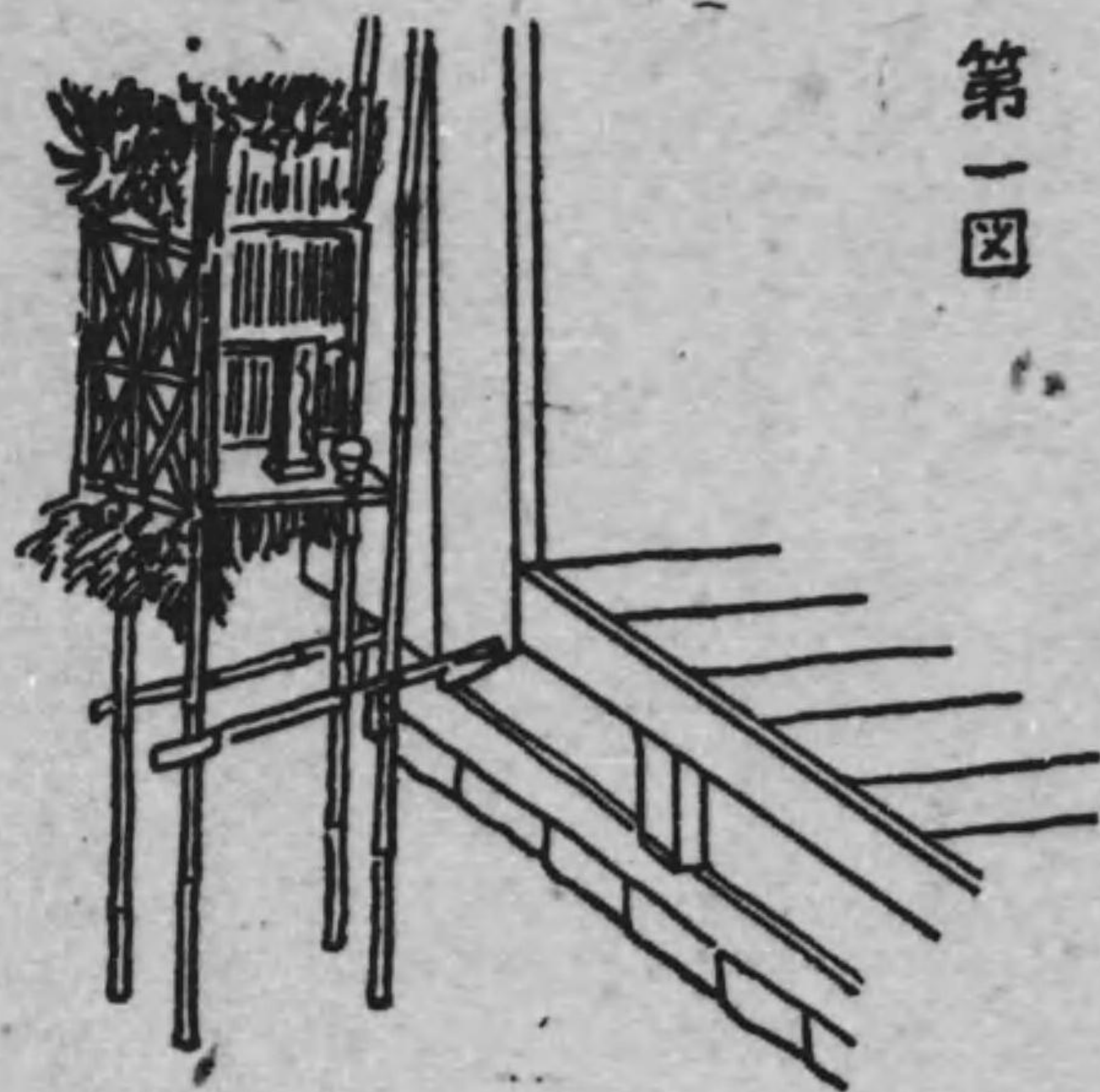
タツバは斯の如く誠に興味深い地點であつた。瀬戸内海眞鍋島の本浦などでは、二三十年前までは不淨の女が長屋で別火し三日目毎位に物を洗ひに海汀に出たといふ事であるが、この時決して極く部落に近い部落前面の海濱へは出ず、わざ／＼山を越して遠い裏海の磯へ洗ひに行つたといふ事である。之は、部落前の海は神様の海だから穢す事が出来ぬのだと老媪が語つてゐた。かくの如く不淨を殊更に流し得る村境の如き海とまた殊更に流し得ざる海とがある様に

思はれる。例へば有名な長門大津郡深川八幡のサバイ送りの馬乗武者の藁人形は、數村の村繼ぎに依つて次第に西に送られ、遂に粟野の銚崎から海に流す慣習になつてゐる。即ちかくの如き人形もよく調べるならば一定の流し場から多くは流されてゐるものではあるまいか。

(民間傳承三ノ三)

四、伊豆内浦の忌中部屋

第一圖

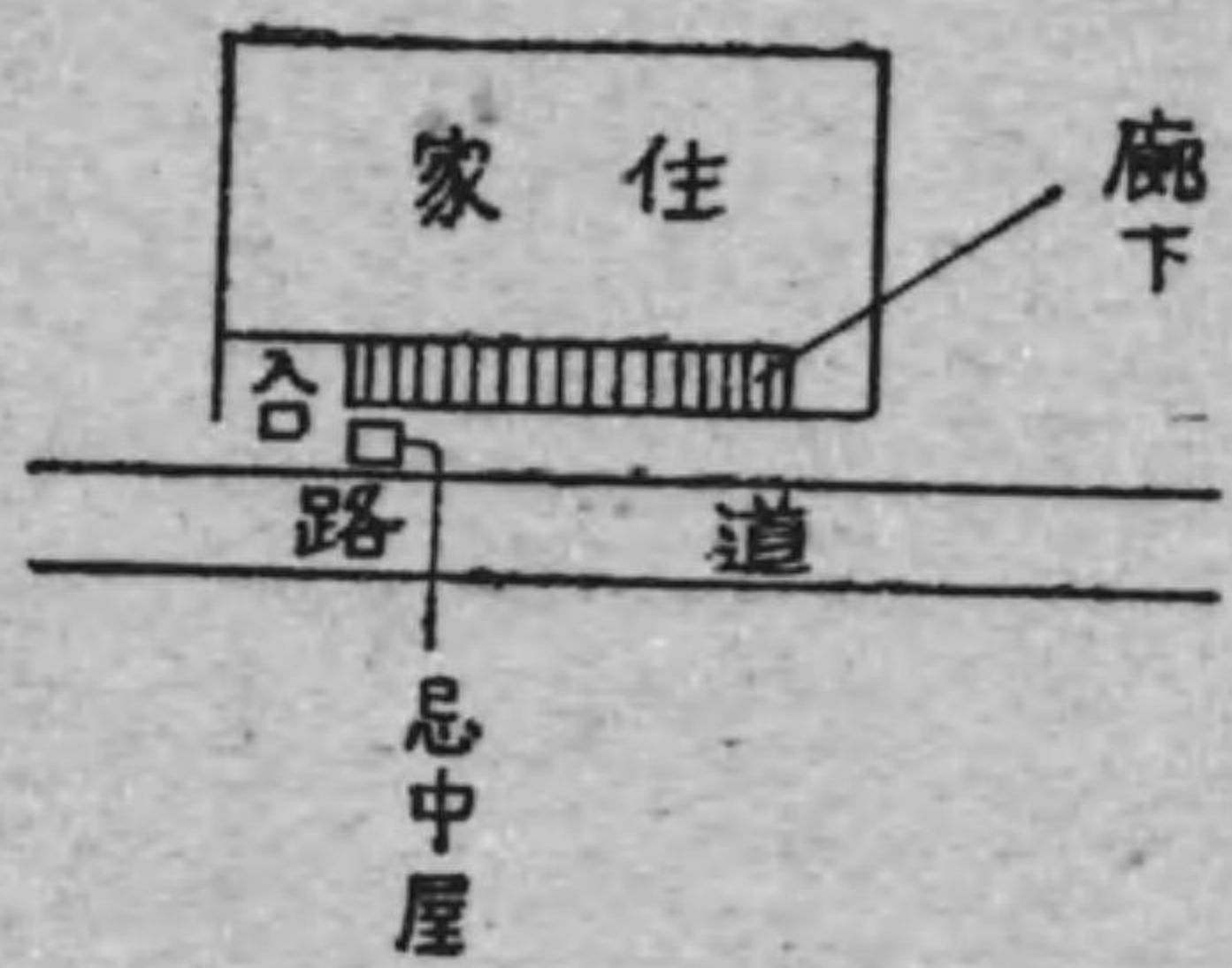


去る四月中旬に伊豆長岡の温泉町を通り抜けて、櫻並木の三津坂をバスの砂埃を浴び乍ら降り三津の町に入ると、直ぐに忌中屋を見出した。

一見、杉の青柴を圍らした盃盆の精霊棚の様なのが(第一圖参照)或る家の軒先に建つてゐる。棚の中には戒名を記したさゝやかな位牌と茶吞茶椀が一つ入つてゐる。聞いてみると二週間ばかり前にお婆さんのなくなつた家であるといふ。此の家は、海岸線に對

しほゞ直角に山から下つてゐる路に沿つて建つてをり、その門口は山側の一端に路に向つて開かれてゐた。さうして忌中屋は第二圖に示されてゐる如く門口には背を向け、海に面する様に

第二圖 海(西)



建てられてゐたのは、毎朝の禮拜を椽側から直ぐに爲し得る單なる便宜上に據つてゐるか、それとも忌中屋内の位牌を海(西方にも當る)に面して安置する慣習に基いてゐるか、その邊の所を確めずに歸つて來たのは誠に不手際であつた。

此處では、この様なキチウヤを、葬式の翌日に葬式勘定の爲めに寄り集つた近所の人の手に依つて葬家の軒先に作り、之を三十五日までその儘にしてをくのを一般の風習としてゐると云ふ。その間棚内の位牌には毎朝御飯茶線香をあげて禮拜し、三十五日目にはまた近所の人が之を壊して三津部落はづれの海邊に持つてゆき、其處の地藏様に線香を供へてから海に流してしまふ。是をハマオリと言ひ、終つて

葬家に歸り忌明きの馳走になる。以上は何宗に限らず各家で行つてゐるといふ事である。

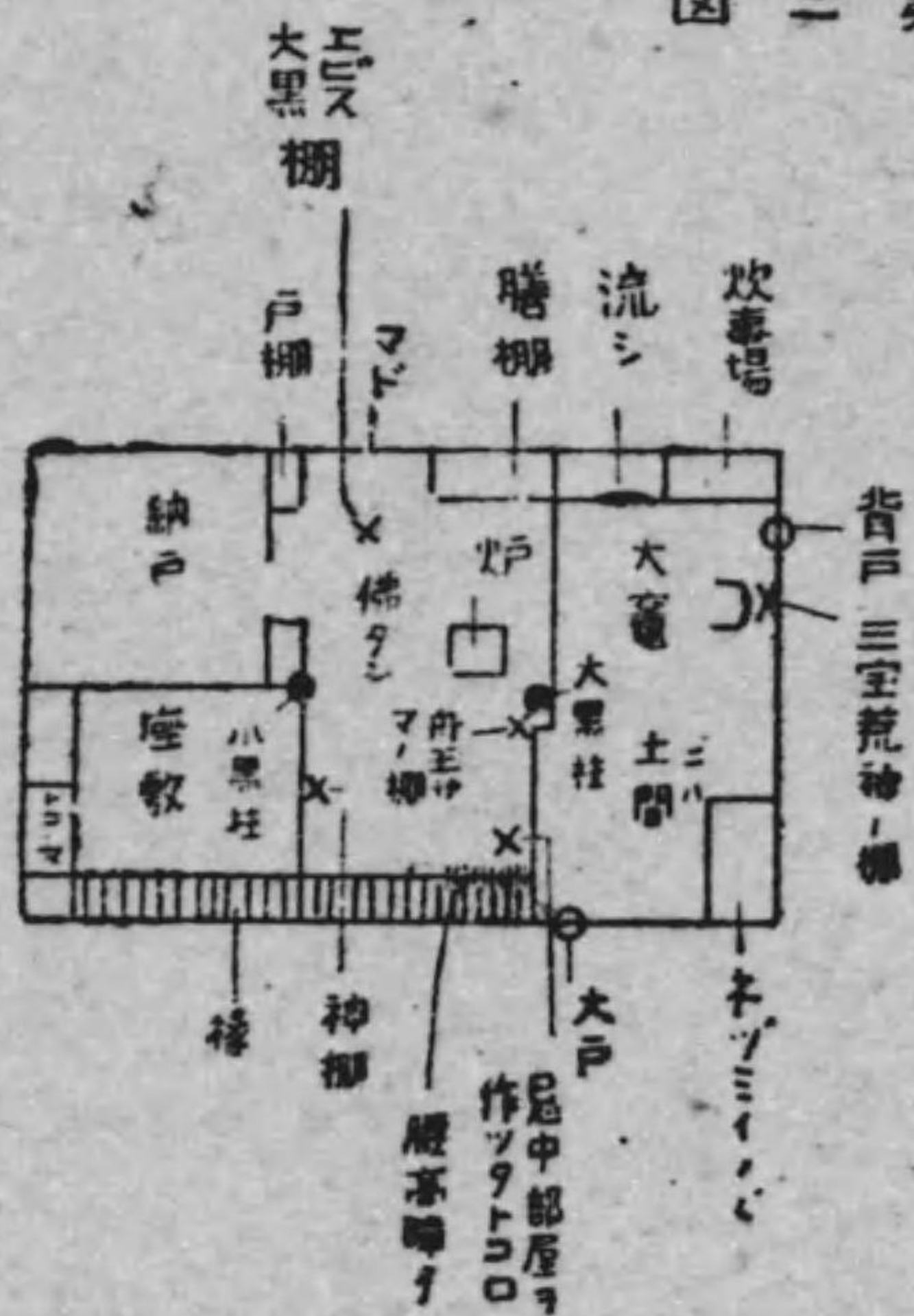
さて三津から僅かに數丁離れた同じ内浦村内の長濱では、之に當るものを忌中部屋きちゅうべやと稱してゐるが、然し此處ではもはやこの様な棚を今日作るものはなくなつてゐる。三津は漸く都人の遊覽地化さんとする海濱であるに反し、長濱は一軒の宿屋も飲食店もない漁村であるから、寧ろ長濱に之が在つて三津には残らなくても怪しむに足りぬが、事實はその逆である點に興味を覺えた。

長濱では親が死ぬと四十九日間他家へゆかず、若し已むを得ず訪れても門口で用を足して決して中には入らなかつた。その間三津の如き忌中部屋を作つてゐたといふ。この忌中部屋は、藁を十文字にからげて神棚の不淨除けとした不淨除けの藁等と共に四十九日目に部落はづれの海に流してしまふ。それから忌中明きをやつた事は三津と同様である。所がそれよりも以前の忌中部屋はこの様な單なる位牌棚ではなくて、喪中の別火生活を爲す部屋であつたと小川喜作老人は云つてゐた。この老人談によると、大戸おほとを入つた取りつきの座敷の一隅に(第三圖参照)昔は必ず腰高障子がはめてあり、その前に新しい薦いもで仕切りの圍を作り、その中に新靈棚を設

けてこの中で煮炊きをし別食し乍ら佛を守つてゐたものであるといふ。尤もこの部屋内で別火謹慎したのは一家の主人丈けであつたと云ふ事である。然し乍らこの話は親の死を想定しての

談であつたから一家の主人丈けと云つたかと思ふが然らば親にあらざる不幸の場合に誰が家人を代表して別火したかは必ずしも明白ではなかつた。何しろ喜作老人は昔かくの如く爲したといふ事を聞いてゐる丈けで、實際に長濱に於いてかくの如き別火生活を曾て見た事はなかつたといふ事である。けれども他所で之を見た老人は云つたが、それが何處であつたかを強めて追求して質ねてはみなかつた。

第三圖



喜作老人が言ふ如き忌中部屋が曾て長濱に在つたとすると、私が三津でみた忌中屋なるものは、忌中部屋内に設置された新靈棚あらたまたなだけであると推察され、結局この新靈棚のみが忌中屋として残存してゐるものと理解する事が出来る。尤も長濱の如く住居内の一割に死火しほの別食べつしょくを採つ

た例ならば、筑前志賀島や伊豆の島々その他にも在つたのであるが、三津の忌中屋の位置が舊忌中部屋設置の場所を示してゐるとすると、かくの如き門口脇の装置は、自分の経験では僅かに數年前に朝鮮全羅南道の水島といふ多島海のはづれの小島の一家の門口で見たに過ぎぬ極めて珍しい例であると云ひ得る。何れにしても三津の忌中屋はあまり類例のない残存であると思ふ。

因みに此の邊りでは盆の精靈棚をコシカケと云つてゐる。コシカケは家から少し放して建て忌中屋は家に接して建てるといふ事である。
(旅と傳説一三卷六號)

アンバ様と網靈

前號磐城のアンバ様資料は大變に興味深く拜讀した。之に依ると此の神は女體の漁神で舟靈様の親だと信ぜられてゐた様である。さうして漁が續き過ぎて漁夫が疲勞したとか或は不漁の際には、濱邊等に漁具船具の類を井桁に積み上げて神座とし、その上に稻荷や氏神の小祠を上げて之をアンバ様と爲して祭を行ふたと言ふ事であり、その御神體は何であるか必ずしも定つてはゐぬ様である。その内アンバ様は大杉大明神であるといふ例が小名濱、江名、豊間の三ヶ所より報告されてをり、之が小生昨年官古で聞いたものと同じである爲めに、特に先づ注意せられた。

岩手縣官古町での話によると、此邊りの漁村には大杉様またはアンバ様と呼ぶ神様がある。例へば官古にも山田にも在る。この神は漁の神様であるので、舊七月十七日の官古に於ける此の神の御縁日には曳船ひきぶねの行事が催され、また漁に因む色々のだし物が作られる。この御縁日が

ある爲めか此處には盆踊がない。官古の大杉様にはもと大きな杉の木があつた。私の聞書は僅かに之丈で甚だ残念であるが、此の地方にも磐城に類した信仰が存した事は之で知れる。然し乍ら官古の如き旅漁船の頻繁に出入する漁港ではない、僻遠なる此の地方の漁村に於て、果してアンバ様を祀る習俗が存したかどうかは頗る疑問であると思ふ。その故は私自身が官古以外の地に於て之を聞かなかつた爲めばかりではない。アンバ様資料の出た磐城海岸に於ける漁業の現況を知らぬが、沿岸地先の漁業が隆盛であつた明治中期頃には此の地方に安房上總常陸または伊豆陸前方面より入稼する漁夫が頗る多く、毎年その數は千名を下らなかつたのが普通であつたとみられてゐる。またこの磐城千葉方面と官古釜石邊りとの交渉が甚しかつた事は、金華山漁場の存在や陸前漁夫を中心とする契約講或は明治年間に鮪流し網その他の漁法が房總常陸方面から岩手海岸に流行して來た事等に依つて推察し得、近年の揚繰網あぐりあみ漁業に至るまで關東以北の太平洋岸漁業地は絶えぬ密接な交渉を保ちつゝ在つたと推察する事が出来るので、アンバ様も亦この様なる交渉に依り現在に於ける如き分布を得てゐるものと略々推量せらるゝのである。然して勿論この様なる交渉は、地元漁夫だけでは足らず旅漁夫の勞力を必要とする程

漁業が發達せねば活潑に行はれる筈はないのであつて、従つてアンバ様の岩手傳來が此の間に
行はれたとすると之はまださして古い事ではなく、恐らくは他所との交渉が少なかつた岩手の
僻村にまで、アンバ様が入り込むほどの年月を経て居やうとは想像出來ぬのである。

次に大杉様を、明治末期に於ける縣郷社名及び境内祠名を列記せる明治神社誌料に求めてみ
ると、大杉神社と云はれる境内神は千葉縣に五（海岸三、川沿ひ一、山中一）、茨城縣八（海
岸二、山中一、平野三、霞浦岸邊二）、栃木縣八（平野六、鬼怒川沿ひ一、那珂川支流沿ひ一）
群馬郡二（利根川べり二）、和歌山縣一（海岸即ち加太町一）が存するのみで、アンバ様を祀
る肝腎の福島以下の東北地方（秋田縣未調）には無く、新潟埼玉東京神奈川及房總漁村と關係
があつたらうと思はれる静岡愛知三重徳島等の太平洋岸、大阪兵庫香川等にも見當らぬ。但し
千葉縣銚子と因縁淺からざる和歌山縣加太町に大杉さまの存する事は注目に價し、或は此の神
の本所は加太かとも想像せしめられるが、之に就ては未だ調べてゐない。而してその他の大杉
神社は殆ど關東平野に限られ、之が漁村に在るとは限らぬ事が明白である。

さてアンバ様の神體を考へるに、まづアンバといふ名が注目せられる。アンバは出雲隱岐千

葉等では漁網の浮子あはの事であり、倭訓栞のあはの條にも「網にあるをあんばといふ所もあり網
齒にや」と記しをる所をみると、古くより相當に廣く通用された言葉であると思はれる。然し
磐城、岩手のアンバ様には直接網の浮子とは名稱以外に何等の關聯も見當らぬけれども、吾々
は從來瀬戸内海等の網靈あうだまには相當の注意を拂つて來てゐるので、網の浮子を祀る習俗に就て茲
に注意してみようと思ふ。

すでに瀬戸内海の網靈の事は漁村語彙のオウダマオコシの條に記されてゐるので、茲に詳記
するまでもないが、特に地曳網地漕網の如き曳網即ち網の中央部に魚を寄せ捕る網に於ては、
中心點に在る網囊を浮かす爲めに此處の浮子を特に大にし、之に船靈の性根しよんねを入れるが如く精
靈を祝ひ籠める風習が廣く存した様である。之に關する瀬戸内海の例を省いて他をあげるなら
ば、出雲八東郡野波では地曳網の魚袋を造り上げる時に、網造りの棟梁とうりやうがドウアンバに穴をあ
けて、この中に明神様の御札と一緒に骰子さいを一箇納め、之を網のゴシンにしてをり、越後松ヶ
崎では鮭引網等を仕立てた日にはデアアバに神酒をあげ、同じく藤塚濱では地曳網作りの日を
ゴダイ酒と云ひ、酒を飲み乍ら賑やかに網を作りあげると、左右の網を二つの臺にのせて、一

方にはその上にデエアバを他方にはエベス石（網の中央部即ちミトの沈子の事）をのせ祀つて之に米粉饅頭と神酒とを供へ、この周圍を幾人も男の子がカオくくと鷗の啼聲を真似て跳び廻り豊漁を願ふといふ。伊勢度會郡贄浦では縮網の網作りの大合せといふ網仕上げは二月の二の午に行ふものとされてをり、網を仕立て終ると濱邊の船に網を積み、僧が大般若經をあげ、網靈には小豆をませた米三合と神酒を供へて祭り、祝宴を行ふ。但しこの網には浮子がないので、網の或る個所に特に御性根となる核を祝ひ籠めるといふきまりはないが、アミダマを祭ると云つてをり、同様の習俗が此の地方の縮網漁村には何れも見られる様である。網靈は上記の縮敷網の如き場合には必ずしもミト即ち網の中央部の浮子に祀られるとは限らない。また網に依つては浮子でなくミトの浮樽に祀る場合もあるが、何れも網の中心部に祀つてゐるので、上記したドウアンバ、大浮子はすべてミトの大浮子の名稱であり、瀬戸内海のオホダマ、エベスアバと全く同じである。山形縣酒田川ではアゴとも云ふらしい。之等大浮子は必ずしも大規模の漁網にのみ存するとは云へない。十人足らずの漁夫が曳く曳網に於ても、左右から綱を曳いて網を揚げる漁撈に於ては左右の曳網を平均に引き絞つてゆく爲めには網のミトが明瞭に水

面に現はれてゐる事が必要であつて、エベス浮子の中央に烏帽子型の木片が立つてゐるのも實は網の中央部を示す漁撈目標として役立つてゐるのである。かくの如き木片が曳網の中央に必要であるとする、之に網の精靈を籠め、また之に豊漁を乞ふ等の習俗が瀬戸内海のみならず相當に広い地域に亙り行はれてゐても、異とするには足らぬ様に思はれる。然し乍ら斯る網靈資料を以てしては未だ岩手のアンバ様と同一信仰に基くものと見做す事は到底出来ず、未だ何等の關聯もないものと云はねばならぬ。

アンバ様資料によると、アンバ様を祭る事に依つて漁夫が網主に休みを強要する慣習の在る事に注目させられる。漁村では、小家經營勝手作となつた今日の農村に於けるよりも遙かに一層部落共同の休みが顯著にみられるのには理由が在つたと思ふ。一には海は必ずしも規定の村専用漁場に限らず共同の働き場であつて、然も一部落内に於ける漁家は多く殆ど同様の漁業態を採つてゐたが爲めに、毎日の天候を老練な年行司等に觀測せしめて、その指導の下に共に働き共に休む、或は一年の内正月盆その他の日を必ず浦一同が休むと定めてゐる漁業組合や漁師仲間の規約は極めて普通であつた。また農家の經營は早く小さく分れてしまつたのに對し、

漁村では沿岸漁業が盛んになると共に大きな漁業主が各地に起つたので、大勢の共同の休みは茲にも存し得たのであるが、アンバ様に於けるが如く漁夫が休みを強要する手段として祭を爲した慣習に到つては、部落内に相當大きな漁組が對立するか、漁業主と被雇者との對立無しに一寸考へられぬ事の様に思はれる。この點からでもアンバ様習俗を持つ磐城の各部落が如何なる漁業を爲して來てゐるかを詳しく知りたいと思ふのである。若し假に此の地が志摩の蟹村の如き各漁家別自營の小漁業村であるならば、アンバ様祭りは誰に休みを強要するでもない、あの地方のゴサイの如き單なる沖止めおさとの祭日であるに過ぎぬのではなからうか。殊に磐城は漁業盛んで入稼の他所漁夫が多數入り込み、従つて自村の繁榮自家の經濟から離れて氣輕に一漁期を此處で稼いで行かうとする者が多かつたであらうから、疲れ休みを強要する風が盛んになるのも自然の成行きであつたと考へられ、休日即祭日を強ゐる爲めには忌いみを強調する方便も亦あつたとみられるのである。然し乍ら此の地の忌と忌の害に關する資料は、端午たんごの耕織禁犯者の制裁方法や天狗下てんぐおろし等と共に或は古い信仰儀禮の名残りを存してゐるかもしれぬと思はれる。

とにかくアンバ様資料は、出所が出所だけに、網の浮子を祀る素朴さに比しては、相當に新しい展開を経たものゝ如く推察したが、之は或は不當なる評價であつたかもしれぬ。今まで知られなかつたアンバ様大杉様が之に依り吾々共同の問題となつたので、之を網靈、網下し、浮子製作の習俗等と共に比較研究してゆくならば、未だ資料少ない漁業神の問題を一層發展せしめる事が出来るだらうと思ふ。そこで先づ曳網の盛んであつた千葉茨城縣海岸ではどうであつたか誠に床しく思はれるが、また曳網漁神を海底の石に求めてゐる九州南部の習俗と瀬戸内海を中心とするオホダマ習俗との境界、交錯關係も共に大分の共同課題とせられん事を希ふ。

(民間傳承五ノ三)

漁村に於けるエビス神の神體

序

エビス神は今日我國の漁村に最も普及した漁業神であるといふ事が出来よう。然し乍らそのエビス様は單に鯛たなを抱いた釣人姿の夷三郎殿であるとは極らない。時には死人である場合も、鯨である場合もあり、エベスアバに至つては漁網の浮子中の一個であつて、之が彼の投福神の神像と如何なる關係にあるかに就ては見當も付かぬと言ふべきであらう。また魚の頭を撲りつけて殺す時に、漁人がエビスく〜と唱へる、そのエビスとはそも何であらうかと是亦思ひ惑はざるを得ない。けれども總じて漁人がエビスと呼んで有り難がるものは漁を授けてくれると信ぜられてゐるものであると言ふ事が出来る。即ちそれが海底から拾ひ上げた石であれ、死人であれ、鯨であれ、漁を授けてくれる力を持つたものだと思はれれば、エビスとなる可能性が在ると見做し得る。友人が或る漁村で鯖さば受網船うけあみふねに乗せて貰つた所、偶々此の時に非常に良

い漁をした。其の後再三友人が棒受船に乗ると其の度毎に良い漁がある。そこで濱では友人をエビスさんだと言つて、俺の船に乗つてくれ、俺の船にもと方々から懇望されて、中々忙しかつたと言ふ事を聞いてゐる。即ち此の場合、地元の人ではなく外來者であることが必須の要件であつたかもしれぬが、エビス様は吾々と親しい友人であつたとて、漁人には何等の差支もないものと思はれる。

漁にはまんとかけんとかと言ふ運が未だ痛切に感ぜられてゐる。今日の魚群を遠洋に追求する殊に機船底曳網漁業などは、漁獲が必ずしも一定魚種に限定されてゐない丈に、漁に漁不漁が少なくなつてをり、之が日本水産その他の水産會社をして同漁業にのみ力を注がしめてゐる所以であると思つてゐるが、其の他の漁業に於ては、今日と雖も先づ殆どは運に任せて居ると言つても、さしたる過言ではないであらう。即ちうまく當ると始末が悪い程大漁するが、まさんが悪いと漁にはぐれてばかりゐる。同じ場所に同じく船を並べて釣つてゐてもやはりその間に當りはづれがある。それ故少しも漁獲のない船は隣りの船から漁種いさなとして魚を一二尾貰ふ慣習がある。それは貰ふとそれから捕れ始めると思つてゐるからである。また不漁が続いて氣持

の腐つてゐる漁師達は、まんなほしと云ひ酒を飲む風も未だ至つて廣地域に分布してゐる。農業などならば、良く耕して手入れと肥料とが行き届いて天候に甚しい不調がないならば、まづ努力した丈の收穫はあげ得るに反し、漁業は餘計に骨折つたからと言つて必ずしもそれ丈の多くの漁獲を期待する事は出来ぬのが現状である。即ち漁は未だ當てにはならぬ當りはづれに支配せらるゝ部分が極めて大きい。従つて漁を授けてくれると認めらるゝものを、何でも祭つてみようと云ふ氣持の未だ生きてゐるのも異とするには足りない。

而して斯る故にまた、漁人のエビス様やエビス祭は、農に於ける田の神や田の天神、またはサナボリ、刈上げ祭や初穂祭の如く安定した傳承の枠内にのみ祭祀せられてゐるとは言ひ得ぬであらう。筑前遠賀郡蘆屋の胸割れ恵比須が宗像郡の漁場に盗み取られたり、大隅肝付郡内之浦のエビス様が備後から來た發動機船の衆に盜られて以來、めつきり内之浦の漁がなくなつてしまつたといふ様な例は、昔田の神様の神體を無斷で借り出したといふ風習よりも、遙かに廣く漁村に存し、今日も尙屢々その様な事は起つてゐるものと想像されるのみならず、舊例には見出されぬ様な新しいエビス神體や、それに關聯する所の新しい祭り方なども恐らく生じてゐ

るだらうと推察されるからである。けれどもこの様な活潑な今日の異動に就ては、あまり注意した事がないから、例示する事は出来ない。

さて漁を授けてくれる力を何でもエビスと呼ぼうとする現象は、鯛を抱く夷三郎殿の神像や同神信仰が漁村に普及して以來の事であるか、それとも或は惠美須様以外のエビスと呼ばれる何物か、すでに前々より全国的に認められて居て、それが惠美須様をも含む種々なる今日のエビス現象の源泉となつてゐるか、私共はその何れとも決定する事は出来ない。唯、雍州府志が書かれた當時、すでに今日の如く近畿地方のみならず廣く我國の漁人間に、惠美須様が漁の神として普及してゐたかどうかは疑問であるとしても、兎に角當時一部の漁業者より漁業神として所々に尊祀せられてゐた事は明白であり、其の御名が今日漁を授けてくれる力と結びついてゐる結果になつてゐると、一應見做して考究する必要は無論あるであらうと思ふ。例へば釣する時に漁師がチエツエビスと叫ぶエビスが何であるかを當人に尋ねるならば、七福神中の惠美須様で、此の神に漁を祈つたのだと恐らく彼は答へるであらうと思ふ。また濱の一角に祀られてゐるエビス様も、此の神體の如何に係らず、その祭祀法の如何に係らず、矢張り同様で

あらうと思はれる。勿論漁師の個々の家に祀られてゐるエビス棚のエビス様も、それがたとへ烏帽子型の一個の網浮子が置いてあるとしても、矢張り此の浮子を通じて馴染深い授福神をお祭り申すものであると思つてゐるに違ひあるまいと思ふ。即ち今日の漁人が信ずるエビス様の大部分は、あの固定した姿の福德圓滿なる神であるか、若しくは此の存在を前提としたものが多いと推察する。仍つて斯くの如き二つのエビス様の結合した状態に就ては、少くとも近世に於ける漁業及び漁業組織の展開に伴ふ漁業祭祀の變遷と、その司宰者の歴史については是非共一度は審さに考へてみなければならぬと考へられる。然しその様な考究は勿論到底小生の任ではないのであつて、茲には漸く今日の漁村に於けるエビス信仰を觀るの外はない。

然るに今日、惠美須様に關しては、祭祀法やその期日等に就ては、特別の事情のない限り著しい改廢はなく、年中行事の一つ等として固定して來て居たものが多いと思ふから、一通りの慣行開書程度のものでその概略は見通し得られるかもしれぬが、もう一つのエビスに就ては、宛かも神憑りした者に於けるが如く、その當初の靈力著しい間は祀られてゐるとしてもやがては忘れられてしまふものも相當に在る筈であると思ふ。尤も之が稍安定してしまふと、惠美須

様になつて行く傾向が在るであらうが、何れにしても生滅常なきエビス様の存在が豫想せられるに拘らず、未だ斯くの如き個々のエビス様の消長を仔細に觀察した記録は甚だ乏しい。まして上記せる如き種々のエビス様が、一の漁村に於て如何様に併存し得てゐるか、また一人の漁夫に依つてそれ等がどの様に矛盾する所なく合せ信ぜられてゐるか等に就ては、未だ何等の調査も行はれてゐないと言へる。

また大體大まかに見た所によると、漁村の片隅には一二の夷祠は大概あると思はれるが、それ等エビス様の管理状態を推察するに、その中には漁村人が年中行事の一として、或は共同祈願の爲めに共同に祭祀するものあり、また誰といふ事なしに管理し祭祀してゐるものもあり、また一定の限られた祭祀者により管理されてゐるものもある筈である。以上は村の夷祠を想定しての區別であるが、尙その外に漁具乃至は漁船に附屬したエビス即ち一の漁業經營體に管理されてゐるもの、各漁家が祀るエビス（家の神棚若しくは屋敷神として）等も存在してゐる譯で、之等種々のエビス様が一部落にすべて併存してゐるかどうか、之等の神體、祭祀方法、祭人、祈願等に同一部落内に於ても如何に互に相違する所があり、また如何にその間に關聯する

所があるかの事情も調査せられてはゐないと思ふ。而して幾つかの之等の調査研究が爲されな
い限りは、例へば村の中央部の波止場の根に立つてゐる夷の祠と、死人を私かに埋め祀つたと
云ひ傳へられる屋敷神としてのエビス様とに對する信仰や祭祀様式上の相違等は不明であり、
従つて此の信仰現象研究の初歩的な分類事業も未だ可能の域に入つたとは言ひ得ぬと思ふ。

私は此處に僅かに此の信仰對象の一要素たる神體に就てのみ記してみようと思ふが、之とて
も幾許かの事例を持ち合せてゐると云ふに過ぎず、何が漁村に於て最も一般的なエビス神體か、
何が如何に特殊であるかといふ見透しも全然つかない。仍つて僅かに偶々知る神體の例を多
少類別し乍ら少し宛考へて行くの外は無い。然し此の神體の類別としては先づ、吾々が眼前に
それを見得る神體と漂流死體を祀つたと言ひ傳へられる冷たい石の下に匿れてゐる神體とは、
嚴密に區別して取扱はるべき筈であるに拘らず、今は之等を一切無視せざるを得ない。

海 中 の 石

海中の石をエビス神體としたと言ふ例がある。之を少しく記してみよう。若松市の有名な夷
様は御神體が靈石であつて、此の石は昔漁師の網に掛つて上り給うた神であると云ふ(註一)。

また瀬戸内海女木島のエビスさんは海から揚げられた人の形をした岩であると言はれてゐる
(註二)。斯る海中から引き揚げられたと言はれる石を神體として祀る例は、夷様に限らず恐ら
く非常に澤山に在り、上記の例は全國に頗る多い漂着神の僅かな一例であるに過ぎぬと思はれ
るが、二例共に記事が頗る簡單であつて、果して神の意志に據り之が揚げられたものと言ひ傳
へられてゐるか、また事實人が海中から引き揚げたものか、引き揚げたとすれば如何様にして
之をあげたか等に就ては、多くの疑問を存してゐる。私が數年前に訪れた薩摩^{しきま}甌島の瀬々野浦
といふ小部落の夷様は唯の石である(之は後記する海底から目かくしを^{して拾ひ上げたエビス様とは違ふ}) 大體〇の形をした石であ
つて、此の石は海に浮き流れ、汀に寄つたものであると言ひ傳へられてゐた。大きさはどの位
であつたか確かには記憶してゐぬが、到底私共二人位力では容易く持ち上げる事の出来ぬ程
の大きさのもので、勿論輕石等ではなかつた。此の石が部落の前の汀に流れ寄つたので、或る
人が勿體ないと思ひ部落背後の小高い場所に之を祀りあげた所、石は忽ち低い方に轉がり落ち
て、現在祀つてある場所に止まられたと言ふのである。今日此の石の祀られてゐる場所は部落
中央部の最も海汀に近い路の邊である。この石は此處に落ちつく迄は大變に輕かつたが、今は

もうすつかり重くなつてしまつてゐると言はれてゐた。

斯る漂着神の一である石の流れ寄つたと云ふ口碑傳説は必ずしも珍しくはないが、瀬々野浦の夷神の神體である石が、言ひ傳へらるゝ如く海の石であるとすれば、之が船や木片の如く海上を浮き流れて寄り来る筈はなく、何かの手段に據つて海底若しくは海汀から拾ひ上げ祀つたものであると思はざるを得ない。而して斯る例に就ては、再三再四先輩諸氏が審さに觀察せられてゐる。即ち暴風雨の後などに海邊に出て見馴れぬ石を見付け、之に神姿を認めるなり神威を感じるなりして祀り、或は之を懷中にして俄かに神憑りの力を得るといふ類の觀察である。恐らく斯くの如くして祭祀せられた石も多いであらうと思はれる。隠岐島後の五箇村などでは西の方から上つた石を大切にする風習があり、例へば漁に出て海中からあげた石、網に掛つてあげた石などで、之はエビス様だと云つて神棚などに飾りてゐる。此のエビスさんのある家には漁があると云つてゐると云ふ事である(註三)。その内、漁網にたまゝ見馴れぬ石が掛つた場合之を祀ると云ふ風習などは、神社縁起などから推察しても各地に少くないであらうと思はれる。

次に記す例は上記のものと稍趣を異にしてゐる。即ち大隅肝付郡内之浦では、網場(漁場)ではエビス様の御神體を定めるのにアミコ(漁夫)が目隠しをして海中に潜り、掴んだ石を持つて来て神體とする習はしである。暫らく經つて魚が捕れなくなると、新しい御神體を再び探し取り替へる事があると云ふ(註四)。小生も之と同様の事を前記の瀬々野浦に於て聞いてゐる。其處では鮪網(現在では大敷網)の漁期の口明けに當つて、両親が揃つてゐて一家の評判の良しい一漁夫が、新しい手拭で目隠しをして海中に飛び込み、海底の石を拾つて来て夷様に祀つてゐる。此の拾つた石をエビスイシといふ。此の行事は網を敷き込む邊りの海邊で行ふと云ふ事である。尙此の隣部落の川河内では人體形の石を瀬々野浦と同様にして拾つた時は大漁があると言つてゐると云ふ。従つて此の地方では、毎年漁期直前に新しい夷神である此の石を祀り換へてゐるわけである。私は、この様に目隠しをして一網の網漁の夷神を海底より求めて來るといふ例の、奄美大島の宇檢村うけんの地曳網にも會て存在した事を同地に於て聞いてゐる。之等の聞き取りは何れも簡單であつて粗雑極まるが、兎に角海汀に偶々石を見付けて祀つたものとか、漁網に偶然掛つた石を祀つたとか言ふ前例とは違ひ、漁業祭中の一儀式として石が海底から求め

られてゐた點に、最も注目せらるべき特色があると信ずる。殊に川河内の例によると、此の捜神の儀式には石の形に據り、來るべき漁の寡多を卜占する要素も含まれてゐたかと推察され、また石の形にも、瀬戸内海女木島や瀬々野浦、川河内のエビス石の例によると、いろ／＼と見所の存した事が推察出来るのである。

斯くの如き漁業祭に於て海底の石を漁神の靈代として求める儀式は、今の所南九州に於ける上記の三例が存するに過ぎず、他にはかゝる例の在るを知らぬのであるが、すでに浮石傳説や網掛り傳説を持つてゐる由緒深き惠美須様の中にも、或はこの様な漁業祭に求められた石神が在すのではあるまいか。即ち漁業祭の様式が他に移行して、石の神體のみが残つてゐるといふ例もあるのではあるまいかと思はれる。

斯る南九州の漁夷に對し、瀬戸内海を中心に日本海岸方面に於て、一網の漁神として祀られるものに夷浮子ウラヒコが存する。之は網の中央部の一際大きい浮子であつて、夷浮子を中心とする漁業祭の様式が存するならば、當然海底の石を夷石とする儀式はなくなつて良いのである（註五）。此の兩立せぬ二つの漁夷の現象が如何にして生じ得たかを關聯せしめて考究するの手掛り

も皆無の状態に在るが、唯越後北蒲原郡藤塚濱の地曳網に於ける網作り完了式のゴクイザケの際に、二つの網臺の一方には大浮子（夷浮子に當る浮子）を一番上にのせ、他の一方には網の中央部の沈子である石を同様にのせて、網を祀り漁を祈願する式が行はれてゐる。而してこの沈子である石をエビス石と稱してゐる事は特に注意を惹いた。聞いてみるのに此のエビス石には如何なる禁忌も存在しない様子であるが、大浮子と共に特に之を鄭重に此の儀式の中心物として取扱つてゐる事は、此の名稱と共に注目せられ、此の沈子に就ては從來何等の調査も行はれてゐない丈けに、將來に特に期待したい事項の一であると思つてゐる。

尤も以上の如き網の漁神たる夷石や夷浮子の類は、従業者二三十人以上を要する大網漁業にのみ見られるものであり、小漁家が個々に行ふ刺網手繰網延繩釣漁等に於ては、あまり例はない様に思はれる。それは之等の漁業は數種の漁具を漁期に應じて使ひ分けてゐる漁家によつて營まれてをり、漁家はそれ／＼の小漁具に各個に夷様を祀るよりも、家に一つの夷棚ウラヒダを持つて、之にエビス様を常に祀つてゐたからであると思はれる。而してこの夷棚には、隱岐五箇村に於けるが如き夷石、或はその他のエビスが祀られて來てゐたであらう。

要するに海の石だと云はれる神體のエビス様は、漂着神傳承に係るものが多い様であるが、その中には大網漁業に於ける夷石の如く、或る特定時期に儀式として海底に採取せられたものも在つたのである。勿論之とても海底乃至は海の彼方を神靈の國とし、海を渡り來るもの海より出現するものを聖なるものとするの古い思考が、其の根底を爲してゐるものと考へられる。少し例が突飛かもしれないが、次の如き話も聞いた事がある。面白いから附記しておかう。

長門阿武郡六島村大島に、海に流れてゐた汚い一升徳利を拾つて數十年、之を有り難く床の間に祀つてゐる老人がゐた。此の人の話に、此の人は若い時裸一貫の貧しい新宅であつた。或る日海上にこの徳利の流れてゐるのを見たが、氣にもとめずその儘家に歸つた。翌早朝潮齋の潮水を探りに海汀に出て見ると眼の前に此の徳利がある。あまり不思議なので拾つて家に歸つた。それから妙にとん／＼とフダマ（運）が良くなつて。今では島一流の地位を得るに至つた。依つて今でも老人はこの様に徳利を祀つてゐると云ふ話であつた。之は何處か桃太郎を思はせる話であるが、とにかく海から流れ寄つたものは、往々にして斯くの如き威力があると見做されてゐた。故に勿論之は海の石に限らなかつた。従つてエビスは海中の石のみに限りらす

世には海に漂ふ死人やまた魚であつても當然良かつたのであると思ふ。

死人と魚

海に漂ふ死人を拾ひ上げると、エビス様を拾うたと言つて喜び、之を鄭重に祀る例、及び斯くして祀つて大變に良い漁をしたと言ふ話は、廣く漁村に行はれてゐる所である。斯る話には無縁の亡魂となるかもしれないぬ漂流死體が、祀つて貰ひたさに船につきまよと言ふ風に語られたものも少なくない様であり、従つて海の死人を見捨てずに葬り祀つた慣習には、亡靈を怖れた跡は明らかに見える。之に就ては數年前に「漁村民俗誌」に相當詳しく例示した故、茲には省略するが、唯亡靈を怖れる丈けでは死人はエビスたり得ぬであらう。

鯨鮫等をエビスと見做すのは、之等が洄游魚群を追ひ掛けて來て、彼が地先近くの海に來れば、魚群も同じく岸近く寄せて來たからであり、鯨や鮫は實に之等漁獲物を招きよせるエビスであつたと言ふ事が出来る。即ち之等は現實に漁を齎らすものであつた故に、エビスとして崇び敬せられたのであると云ふ様に漁師は解釋し、事實屢々その通りであつたに違ひない。然し乍ら之等襲來する海の動物乃至は大魚をエビスと見做す慣習が各地に分布してゐる所以は、單

に上記の如き理由に依るものと簡単に解し去る事が出来るかどうか、もう少し考へてみねばならぬ信仰現象が他に存すると思はれる。

他の現象とは何かと言ふに、祭日に魚が寄せ来ると信ぜられてゐる事例である。例へば伊勢磯部の六月廿五日廿六日に於ける伊雜官の祭祀を、志摩の漁村ではゴサイと言ひ、その廿五日には神魚の七本鮫が沖から神社の前の川に参詣にやつて來、其の姿を見たものは死ぬと言ひ傳へられてゐると云ふ。尙廿六日をカヘリゴサイと言ひ、七本鮫が磯部から沖へ歸つてゆく日で兩日共に漁業を休む日となしてゐると言ふ事がある(註六)。斯くの如く祭日に魚がやつて來るといふ例は、特に鮭に多い様に思はれる。其の數例を記してゐる能登名跡志中の一を記すと、繩又村の川上、別所谷村の川縁に神明宮あり、此の川中にまないた石とてあり、此の石の上に祭禮十一月十五日に鮭の魚あがりて死して流、此の魚を喰へば疫病に成といへりとある(註七)能登には廻石の上に鮭の上る例が此の外に二つあり、之等は共に千葉縣の山倉大神御鮭の如き(註八)神の贅として出現せるものと解せられる。然るに伊勢の七本鮫の如きは、之が伊雜官の贅として來るものと解する事は出来ない。而して之は寧ろ、會て洄游期の一定してゐた鮭の

游泳を、伊勢神宮や五島大寶への参詣の往復と見たと同様に、單に祭日に参詣に來た如く一應は見られるが、然し乍ら之を神魚と云ひ、また此の姿を見たものは、神の姿を見たものが屢々死ぬと言はれた如く、死ぬと信ぜられてゐた等を考へ合せると、果して七本鮫は單なる参詣者と元々から考へられてゐたかどうか、或は之が神の來臨を啓示したものではなかつたかとさへ思はしめられるのである。

祭日に斯くの如く魚の出現すると思はれてゐた事例は、上記の如く多くは神の贅たるものか参詣するものかであるかもしれぬが、矢張り能登に多い辛鮭の宮の中には、神體辛鮭なるよし言ひ傳へたりと(註九)記するものあり、東北諸地方に存せる大助小助に至つては、魚の出現が即ち神の出現に外ならずと思はれる例もあつたのである。即ちその一例たる出の莊内に於ては、川に沿うた村々の漁夫等は、毎年十一月十五日を以て鮭漁の網納めとしてゐた。此の夜丑滿る頃鮭の王様である大助小助が、オースケコスケ今上ると呼ばり乍ら溯上する。すると之に續いて大小の鮭が幾萬尾ともなく上つてくる。人間が若しその聲を聞く時は即死すると云ひ、人々は之を聞かぬ様に餅をついて祝ひ、その夜は家に泊り外へは出ないと云ふ事があつた(註

一〇。同じ地の記事は他書にもあり、之に依ると此の聲を聞いたものは三日の間に必ず死ぬ。だから此の日は漁を休み、耳を塞ぎ餅をくひ酒を飲んでその聲が聴えぬ様に大騒ぎをすると記してゐる(註一一)。とにかく之は此の夜神が來臨するので、従つて人々は家に忌み籠り祝祭したものと解せられるのである。越後北魚沼郡川口村では大助小助の川を登つて來る日は十月廿日の惠美須講の日で、當日は現在でも鮭漁を休んでゐる。以上の如き鮭溯上の例は何れも川漁に就ての事であるが、海に於ても祭日に神魚が出現すると言ふ言ひ傳へは尙幾つか存するであらうと思ふ。例へば對州曲では六月十五日の祇園祭を海士の祭と稱し、曾て此の日に禁を犯して海へ入つた者が角の生えた鱗を見たと言つてゐるが、斯様の話の類ならば必ずや他にも少くはあるまいと推量されるからである。

之等のいはゞ神魚出現の例は、その總べてが海の幸を齎らすものであつたとは限らぬであらうが、魚群を追つて寄せ來る大魚の類をエビスとして崇めた慣習の底に横はる信仰事例として、また祭毎に出現する寄神よしがたの例として、餘事乍ら記してみた。

結 び

以上エビスは、少くとも漁民間に於ては、多くの場合海より出現し給ふものと信ぜられてゐたと云ふ事が出来る。その内死人をエビスとして祀る事に就ては、平家蟹の如き亡靈蟹傳説の各地に古くより盛んに行はれてゐたらしい事等を考へ合せるならば(註一二)、海の亡靈を怖るゝ信仰が、此の慣習に強く加はつてゐるかとも思はれるが、然し乍ら漁師が單に船幽靈ふねゆうれいや亡靈もれ火の出沒を少なからしめん爲めに、海に於ける宛かも生けるが如き精しよある人の死骸を取り片付けてゐたとも亦思はれない(註一三)。要するにエビスは漁業神としてのみならず、海中より出現神、寄神の一として先づ注目し値する。殊に漁村のエビス研究の最も價值高い所以は、他の多くの漂着神が最早單なる傳説口碑にその漂着神なる由來を止め、新しい神の發見やその奉祀の手續、最初の祭り方等の細部に付ては不明に歸してゐる今日に於ても尙、之は漁村の各地に於て繰り返し行爲されてゐるといふ點に在ると思ふ。

附 魚釣る神舞

七福神中の惠美須様の神體に就て、單なる思ひ付き乍ら茲に登錄してをかうと思ふ。昭和九年奄美十島村を訪れる機會を得た際、その中之島に於て、烏帽子を被り漁人の装束を爲した者

が魚釣の眞似をする神舞の存在する事を始めて知つた。之を如何なる理由かサキノエビスと呼んでゐたが、之が如何なる折にどの様な仕組を以て爲されるかを聞いてをかなかつたので、之以上を茲に記す事は出来ない。然し乍ら斯る神舞は勿論茲丈けに行はれたものと見做す事は出来ぬであらう。さて地理纂考一四巻を見るに薩摩穎娃縣山川郷大山村の條に漁利祭すなせりといふものあり、濱兒ヶ水浦にて漁獵の利なき時、古來の傳説にて大隅國佐多郷御碕神社を遙拜して神事を行ふ。土俗是を沖得祭おきえといふ。其式彦火々出見尊の海宮より還御の装なり。海邊に四方注連を引廻し神棚を構へ數番の舞樂をなす。(中略)十一番蛭兒舞一人、立烏帽子白丁にて釣竿手籠を持ち、餌を撒いて釣を垂、一番に飯匙を釣上げ二番に杓子三番に摺木、四番目に女を釣上げ驚いて誰ぞと問ふ、答て底津綿津宮の姫なりといふ。大いに喜び盃をあぐ(下略)といふ神舞の存在するを知る。この祭の蛭兒舞で釣上げるものは魚形の物と言ひ難いが、とにかく以上の如く手籠釣竿を持つて釣する神舞が、薩摩方面に在つた事が判る。而して之が七福神中の惠美須様の姿を眞似た神舞であるか、それとも神舞が先きに存在して七福神の一神體が之に基いて出来たか、その何れでもないとは恐らく未だ斷言出来ないであらう。

小生はこの様な例に付ては僅かに上記した二つしか知らない。而して他に之に相似たる行事を求むるならば、正月二日の漁船乗初め式に於ける漁人の漁眞似、志摩和具の大島祭に於ける曾ての鯉釣船の釣眞似位を擧げ得るに止まる。勿論この極く簡単な漁人の漁眞似と雖も、上記の魚釣り神舞とは無關係の存在とは思はれないが、生産と信仰との漸次の分離が漁業祭式に於ては如何なる過程を辿つて今日に至つたかは大きな問題であり、従つて生産者の手に委ねられた近時の漁眞似までも一緒に取扱ふ事は一應見合せならぬであらうが、斯の魚釣り神舞に至つてはその神人の姿が馴染深い惠美須神體を思はしむるものである。殊に此の神舞が中央部から懸け離れた、古俗を多く保存する薩摩山川及び川邊七島中の孤島に存在し、他に未だその例を知らぬ以上は、この神舞があつた固定した惠美須様の御姿よりも先きにすでに存在したものでないかと思はずにゐられない。

勿論之は單なる思ひ付きにすぎないが、非常に素朴な神舞かたかを多く殘存する薩摩大隅地方の漁村祭儀を今後良く調査研究するならば、あの惠美須様の姿と漁業祭との結び付きを、或は明白にする望みがあるのではないか、さう思つて敢て之を附記してみた。(國學院雜誌昭和十六年十月)

- 註一 筑豊沿海史 若松市ノ條
- 註二 アチツクミウゼアム編 瀬戸内海島嶼巡訪日誌 女木島ノ條
- 註三 郷土、石特輯號一七〇頁
- 註四 民俗學 五卷五一六頁
- 註五 民間傳承五卷アンバ様と網罟 瀬戸内海島嶼巡訪日誌 伊豫日振島舊漁業聞書
- 註六 島二卷ノ中、志摩ノ巻
- 註七 能登名跡志、卷乾
- 註八 郷土研究三卷一二〇頁
- 註九 能登名跡志卷乾 劍地及ビ飯田ノ條
- 註一〇 郷土研究 四卷三七三頁
- 註一一 旅と傳説 九八號
- 註一二 本朝食鑑 卷一〇蟹ノ條
- 註一三 漁村民俗誌 流れ佛の條

第四篇 漁場の慣行に就て

漁場の慣行に就て

主として村中入會漁業に関するもの

一、概 説

下記する漁場に於ける操業慣行は主として明治時代に於ける地先海面漁業に関するものである。茲には一定水域を比較的長期に互り占據するを特徴とする定置漁業及び區劃漁業に於ける漁場割替の如きは省略して、沿岸漁村に最も普遍的に存在した部落地先の村中入會的漁業に於ける漁場使用に関する慣行を少しく蒐めてみた。従つて甚だ手輕に速成した此の稿ではあるが専用漁業權特別漁業權の行使方法に関する諸類型が不充分乍ら茲に認め得られると思ふ。兩漁業權は貝藻の如き増殖手段を講じ得るもの或は魚巢築磯装置を施し得るものを除いては、資源漸減に伴ひ今日に於ては次第に空疎なるものに化さんとしてをり、殊に専用漁場内の特に曳網追込網漁業に適當したる一定區域を漁場とせる特別漁業の權利の如きは（特別漁業は沿岸地先

漁業時代の大規模漁業であり、明治中期までの地先網漁業の大宗であつたと言ふも過言ではない故に、當時制定した漁業法が殊更に此の漁業を他と區別して認定したものと思はれる。次第に専用漁業内に解消整理せらるゝの秋に已に到來して居た。依つて此の行使慣行例小集は今日と雖も未だ廢棄せられぬものが多いかもしれぬが、少くとも半ばは休止し或は休止に近いものが少くない筈であると思ふ。斯る化石事例の蒐集には別途の目的があつたとしても、この速成の不充分極まる資料の披露には蒐集目的とは全く別個の意向が存して事を推察せられたい。

部落地先の専用漁場（特別漁業漁場をも含む）が古くは部落總有形態下に置かれたとする通説の如く、之が行使慣行は頗る部落有山野に於ける其の慣例に等しいものが多く残つてゐる。例へば貝藻等の口明け採取、籤割利用等のみならず、熊穴、茸の坪を秘かに占取する際に於ける占有認用の慣習の如きも見られたのである。然し乍ら之が山野と異なる所は、眞に魚を捕獲する漁場なるものは部落地先の海面一帯ならば何處でも良いと言ふ譯のものでは多くは決してない、大網等の比較的廣い海面を使用する漁業より一本の糸を垂れる釣漁に至るまで、目標となる、山頂、岬鼻、立木等の二、三地點を一線上に置く線、或は斯る二つの線の交叉點を以て

定むる特定地點か（斯る點、線を漁者は山ダシ、山ダチ、山アテ等と稱してゐる。漁場として適當なる暗礁の所在や深處等の所在等は、漁者はその一々の山ダシに據つて記憶してをり、之を最も精確に數多く熟知してゐる者が即ち老練漁者であつた）若しくは廣き海面中の極めて一小部分である移動する魚群所在の海中に限られてゐたものが多い（但し底曳網漁のみは斯の如き漁場の限定なく漁獲目的物にも制限が少ない故に、之は特に今日に至る漁業競争場裡に於ける強者たるの地位を占め得た漁法であると思つてゐる）。故に漁場は貝藻または特別な底物を除くならば特定地點に集中せられ、沿岸漁業の密度が昂まると共に、漁者の茲に於ける競争は激しからざるを得なかつた譯であり、之を緩和調整せしむるの幾多なる慣行規約が各漁業部落別に生じ行はれ、之は他所漁業者の漁場侵略に對する自衛的手段ともなり得たであらうと思ふ。

斯る慣行規約は個々の漁撈技術の細部に互り之を理解せずしては到底判断し難いものが残念乍ら非常に多い。そこで茲には最も一般的にして理解し易い一部を擧げるの外はないのであるが、斯くの如き一部分の觀察に依つても、之等慣行中には漁場使用の先後順位を決定するもの

協同の一斉操作を爲しをるもの、漁具漁船の配置制限等に關するもの等に種々の類型を認める事が出来、之等が廣く沿岸漁村内に自律的に存在して來てゐた事を察知し得るのである。

而して漁場使用の先後順位を決定する慣行は、順位決定の方法より見て二つに分ける事が出来る。其の一は魚群を發見せる順序、若しくは魚群所在の海面に到着せる順序に基き決定せらるゝもので、斯の如き方法は地元を遠く離れたる今日の鰹釣漁業等にも行はれをるものである。其の二は同種漁業者が籤を引き毎日乃至一定期間宛輪番に各漁場を操業し廻り、且つ其の各漁場別出漁順位を交替し行く方法にして、地先漁業に於ては特別定置區劃等の各漁業に最も普通に行はれ來つた一方法であると云つて良い。而して之は定置漁業等に於ては特に地割制度に近い相貌を呈したのであつた。然し乍ら斯る一村乃至一灣内の抽籤輪番操業の如きは地元の眼前の一定水域に漁期の到來するを待つて行はるゝ漁業にして始めて可能であつた事説明の要なく従つて今日魚群の移動を沖合遙かに追求し他縣他地方漁船と共に競争操業する漁業に於ては行はるべくもなかつた。

さて斯の如き村中入會操業の慣行規約は、最も競争接觸の機會多い同業者間に特に必要であ

つたと思はれる。其の所以は地先海面漁業時代に於ける大部分の漁村は同一漁業々態若しくは同一種漁業勞務に携はる漁家の集團であつたと言ふも敢て過言ではないからである。故に斯る規約を勿論各漁業組合規約内に定めたるもの多く、また同一漁業組合員内の同業漁業主が更に同業者の組合を設け、漁場協定を爲すの外に、餌料漁夫獲得に關する協定斡旋及び互助的申し合せをも兼ね爲したるものも極めて多かつた様である。茲に其の單純なる同業者の組合例を一つ掲げてみやう。

兵庫縣飾磨郡家島村官の浦は小延繩、小釣等の漁業者が極めて多く居住してゐる漁村である。此處には今日官浦漁業組合の外に、釣船組合、繩船組合、壺網組合、イサリ組合なる四組合が存在してゐる。漁業組合員の大部分は此の四組合の何れかに所屬し、之は組合名稱が示す如き同業漁業者の組合である。而して各組合はそれ々二名の頭と一名の總代、委員若干名を置き委員は四組合合同の協議會が漁業組合に於て行はれる際に代表委員として出席してゐる。此の四組合の内繩船組合に就て記するならば、之は同部落内の延繩漁業者の組合であつて、其の頭は漁場に於ける配船、繩の延べ方や餌捕餌買ひ等に付き指導斡旋するの任務を有してゐる（此

の地の延縄漁は一漁家の家内經營であつて、漁夫を他より傭い入れる事殆どなく、従つて漁夫雇傭に關する協定は全然必要ない。任期二ヶ年の頭は二年目の舊盆に同職仲間の選舉により定められてゐる。而して頭二名の内一名の家を一ヶ年間宛組合の宿（事務所）とする。次男坊などが分家して新しく繩船を作り此の組合に加入する時には、盆、秋祭の組合集會を機會に酒を一升持參して頼み込む（分家以前に豫め分家承認を組合に得ておく必要はない）。また延縄操作が過激すぎる年頃となつた五十歳以上の老人が、延縄組合を脱退するのも斯る寄會を機會としてゐる。而してかゝる老人はそれから一本釣の釣船組合に加入するのである。故にその様な家に於ては若い主人が延縄組合内に在つて此の家傳統の繩船漁業を繼承し、隱居は釣船組合に入つて釣漁を爲すのが普通である。然し乍ら釣船組合は隱居老人の組合だと極める事は出来ない。それは別に世襲的に一本釣道具と其の技術とを傳承する一本釣漁家も此の地には存在してゐるからである。

斯の如き同業者の組合は各地に少なくなかつたと思はれ、地曳網、龍蝦刺網、手繰網、打瀬網、揚繰網、巾着網、機船底曳網等にも存續して來てゐる。また組合と銘を打たぬものに於て

も鯛延縄申合規約、鮭建網規約書、烏賊艇船契約書等を取交した同業者は、共にその規約に準據して操業した同部落内の漁業者（漁業主）であつたと言はねばならぬ。然して斯る組合規約申合中の漁場使用に關する規約は、總べての漁家若しくは大部分の漁家が漁業を同様に自營しまたは仲間網を有して共同の出資、勞力の糾合により經營してゐる部落に於ては、部落有山野利用を規定せる山間部落の常會規約に等しい部落全體の平等なる利用収益を基調とするものであつたが、漁具漁船所有主が一部に限られてゐる多くの漁村に於ては、之等の規約は彼等の漁夫獲得協定と同様に、漁業主に關する限りの申合せとなつてゐた事は言ふ迄もない。而して此の兩者の區別は慣行規約のみを以て識別する事は到底出來ない。即ち漁業權行使に關する規約は如何に平等を立前とする形式を繼承してゐたとしても、それが具體的に何人の手に掌握せられてゐたかに就ては、個々の漁業の經營状態を觀て而して判斷するの外はなかつた。

尙一部落内に限られた入會操業の規約慣行は元々其の有效區域が狭かつたから、明治時代以前より鰹釣延縄等の比較的沖合に操業する漁業に於ては屢々十數ヶ浦に亙る廣範地域の同業漁業主を一圓とする組合が存し、之が種々の協定に當り而して明治に引繼がれた様である。然し

乍ら明治中葉末期より主要漁業の漁場は逐年沖合に擴大し、地元との關係が愈々稀薄になつて即ち發展的なる漁業の多くは地元漁村乃至は漁業主が行ひ得た自律的なる操業自制的範圍の埒外に殆んど出てしまつたと言ひ得るであらう。依つて茲に於て筑前鐘崎浦の漁師の不文律であつた「延繩は魚類の棲息地たる瀬礁を避けて操業なすものとする」の地先愛護の慣習などは、他地方漁業者の侵入及び之との競争の激化、魚類需用量の増大等に依り全く蹂躪されざるを得なかつたのである。而して地先を少しく離れたる沖合に於ては強力なる漁船漁具の所有者の實力のみが、良く魚群を占取し得て來たのであると思ふ。

ニ、資 料

(一) 抽籤に依る輪番操業例

1、新潟縣北蒲原郡松ヶ崎漁業組合規約

銚鱒ノ地曳網漁業ハ漁期始メニ於テ抽籤ヲ以テ漁場ノ順位ヲ定メ、毎日輪番ニ漁場ヲ交替シテ漁業ナスモノトス

昭和十二年筆者が銚地曳網を實見せる際には、此の地に同漁場二ヶ所あり、同網は八統あつ

て、之が四統宛に二組に分れて、二ヶ所の漁場を兩組が毎日交代に使用してゐた。

2、島根縣簸川郡日御碕村字宇龍

筆者昭和九年に同地に於て聞いた所に依ると、地曳網最盛期に同網が十八統も此處に在つたが、その網代即ち漁場は灣内に數ヶ所在るに過ぎぬ爲め、各網は毎年正月の官籠りに際し抽籤して、各漁場別に毎日の出漁順位を定めて操業したのである。

3、三重縣度會郡賢浦

明治時代漁業戸數百二十一あつた時、全漁家が小鰹網を各々一統宛所有してゐた。然るに漁場は四ヶ所あるに過ぎず、一漁場には三統の網しか同時に操業する事が出来なかつた。そこで舊九月一日に會所に於て抽籤し、百廿一戸の漁場別出漁順に依る出漁日を定めてゐたのである所が小鰹網漁業には漁船二艘と七人の乗組員を要したから自家の勞力のみを以て操業する事は出来なかつた。依て九月一日抽籤をすまずと全漁家はそれ／＼近隣團體別に集會を催して、出漁順番日を異にする同志を以て、小鰹網組を組織し勞働力を獲てゐた。即ち此の網組は各自網一統を所有する組員を以て組織され、操業日毎に順番に網主の變つてゆく特殊な組であつた。

言ひ換へれば互に網主になつたり漁夫になつたりする農村に於ける勞力交換をなした結仲間同志に近い組織であつた。尙漁場に於ては最初に漁場に到着した船を元船とし、二番三番船は互に邪魔にならぬ範圍で操業したと云ふ（昭和十二年筆者同地に聞く）

上記の内12と同様の慣行即ち抽籤により毎日の漁場別出漁順位を決定し輪番に操業しゆく慣行は、伊豆新島本村地曳網規約（註一）、大阪府泉南郡佐野村漁業組合規約（鰯地曳網）、愛媛縣今治漁業組合規約（地曳網）、岡山縣邑久郡裳掛村福谷漁業組合規約（蝦刺網）、宮崎縣東臼杵郡網名村漁業組合規約（蝦刺網）等にも見る事が出来た。但し蝦刺網漁業の場合には、同じく漁期始めに抽籤を以て漁場の順位を定め毎日輪番交代に操業するのではあるが、地曳網の如く各特別漁場内の毎日の出漁順位を定めるのではなく、全體の配船位置を順繰りに毎日交替せしめてゆく方法が採られた筈である。而して此の蝦刺小網に於ける如き慣行は恐らく手釣延縄漁業に多く存するものと豫想してゐるが、未だ實例の多くを知らぬ。然し僅かに知る其の一例を次記すると、

4、岩手縣上閉伊郡大槌灣

大槌灣には沖漁船勤番なるものが舊藩時代より今日に繼續し存續してゐると云ふ。舊藩時の勤番は如何なるものであつたかを審さに知らぬが、今日の勤番は大槌灣内延縄漁業者の組合かと思はれる。即ち勤番は下記する如き沖延縄の繩張に關する規約を定め、業務上の紛争等は此處で解決して來てゐると云ふ。而して其の規約は大槌灣内各漁村の沖繩漁船主及びその船頭の集會に於て合議に依り決定してゐる。勤番の本所は昭和八年までは舊藩時の如く大槌町に在つたが、昭和九年以降沿岸關係漁村に於て年番に之を勤める事になり、上記の集會などもその當番漁村で順繰りに行ふ様になつてゐると云ふ。

此の灣内には舊來より繩船が多くあつた。此の繩船を南北の二漁場に適當に配置せしめる爲に繩船全部を二つの籤組に分けて、この籤組に屬する漁船は毎日交替に南北漁場を使用し、また組内に在つては組に屬する各船の出漁順番を毎日交替せしめて、可及的に漁場の平等なる利用を獲せしめてゐる方法は、上記した地曳網漁の場合に等しい。（昭和十三年筆者同地に聞く）さて以上の例は何れも漁期始め乃至は正月初寄合、祭日集會等に抽籤して、年間若しくは一漁期間に於ける毎日の順位を決定せるものであるが、毎日抽籤を繰り返して當日の漁場及び出

漁順位を決定してゐるものも或は少なくないかもしれない。例へば

5、福岡縣糟屋郡相島浦

夏期夜間に行はるゝイサギ一本釣漁は毎日午後漁業組合に於て同日の出漁順番を抽籤し、此の順序に従つて出航操業してゐた。(昭和八年筆者の見聞)

6、愛媛縣今治漁業組合同約

鱒流網漁業者ハ毎日抽籤ヲ以テ順位ヲ定メ漁業ナスモノトス、但シ漁場ニヨリ當業者ノ決議ヲ以テ理事ノ承諾ヲ經テ抽籤ニ依ラザルモノハ漁場碇泊ノ順序ニ依ルコトヲ得

次に出漁順の交替が漁場の交代か不明なれども同じく抽籤に依りて毎日交替操業する例は下記の如く少くなく、その大部分は恐らく上記の例と同様に漁場別に毎日の出漁操業順位を決定してゐたものであらうと思ふ。

7、島根縣八束郡野波村野波浦

此地に鰯地曳網四帖あり、部落内の殆ど全漁家はその何れかの網仲間おみなかまに加入し、平等の出資と勞力分擔の義務を持つてゐた。此處では舊三月十三日夷祭の日に氏神々前に於て御圖を引き

年間毎日の出漁順番を定めて操業した。(昭和八年筆者同地に於て聞く)

8、和歌山縣日高郡和田村(註二)

陰曆九月網持主、漁民總代集合し、舊九月より舊四月迄の間日々使用する網の順番を抽籤で定めた。而して當番網が捕魚操作中に別の魚群を認むる時は當番網の承認を得て投網し、漁獲高の半額を當番網に分與すべし。

9、岡山縣小田郡北木島漁業組合同約

雜魚地曳網ハ抽籤ヲ以テ定メタル順位ニヨリ毎日輪番ニ交代操業ナスモノトス、但シ鰯地曳網漁業等ヲ妨ゲス

鰯地曳網ハ五月一日ヨリ六月十日迄ハ毎日漁業者自ラ漁場ヲ選定シ、總會ノ定ムル標幟ヲ建立シテ漁業ナスモノトス、但シ一漁場内ニ二網以上集合シタル場合ハ前者ヨリ順次交替漁業ス。六月一日ヨリ八月卅一日迄九月一日ヨリ十二月卅一日迄ハ各々其ノ初日ニ抽籤ヲ以テ漁場ヲ定メ毎日輪番ニ交替操業ナスモノトス

上記の例7、8の如き慣行規約は石川縣羽咋郡一宮漁業組合同約(鰯地曳網)、愛知縣知多郡

片名浦漁業組合規約（鱈地曳網、鯨敷網）、同縣渥美郡豊南村漁業組合規約（蔵場地曳網）和歌山縣東牟婁郡（註三）、同縣日高郡南部村（鱈地曳網）、岡山縣邑久郡裳掛村福谷漁業組合規約（鱈地曳網）中に見られ、尙愛知縣多知郡片名浦漁業組合規約の「鰯刺網、藻魚刺網ハ漁場順位ヲ定メ漁期始メニ抽籤ヲ以テ漁業ナスモノトス」及び島根縣隱岐島後の大久浦に於ける鯖四張網三帖が、三、四ヶ所の漁場を抽籤により順番交替に操業した（註四）といふ例も、その交代が毎日交替であつたか操業日毎の交替であつたかは不明であるが、恐らくは上記の如く毎日交替に定められてゐたのではないかと思ふ。操業毎の漁場交代といふ例も毎日交代に對立して數多く存して良いわけだと思ふが、海上操作の漁船漁網を單位とする交代制には之は殆ど現はれてゐない（但し河川には操業毎の配船位置順還が見られる）のは、徒らなる漁場交代は海に於ては漁獲機会を逸するが爲めであると考へられる。

次に抽籤に依つたかどうか不明のものを掲げると

10、新潟縣三島郡寺泊町（註五）

寺泊には磯見漁師沖漁師鱈場漁師の三種あり、最も沖遠く出漁する鱈場株は十艘に限られて

ゐる。鱈船は漁期中毎日日繰りに出漁順を交替し操業してゐる。斯の如き例は廣島縣日宇那漁業組合規約中の鯛地漕網、鱈地曳及び船曳網にも見られる。尙

11、大阪府泉南郡春木浦漁業組合規約

鱈地曳網ニ付テハ網長五百尋己上ノ分ヲ大網トシ、五百尋以下ヲ尻懸ケ網トシ、大網ハ本組合地區沿岸ヲ三分シ、上中下ニ標杭ヲ以テ分チ毎日交替シテ三漁場ヲ操業ス、尻懸ケ網ハ大網ノ引寄スル尻懸ケ漁業ヲナスモノニシテ、各大網ノ漁場ニ從ヒ毎日交代漁業ナスモノトス

の如きもある。此處に於ては大網尻懸ケ網は共に鱈地曳網であり、大網間には平等なる漁場使用權が認められるが、尻懸ケ網は大網に追從して僅かに漁獲し得るものであるらしく、大網の特權が注目せられる。斯の如き部落地先海に於ける同職漁業者間に特權の存した例は舊藩時代にどの程度に存したか、今念頭に浮ぶ所では宇和島藩に於ける鱈船曳網の新網に對する古網の特權位であるが（註六）、伊豆内浦村長濱の舊藩時に於ける鯖建切網五組の網戸日繰り制（註七）（漁場交替操業の慣行）にも特に有利に漁場を使用し得る網が一、二存したらしく、従つて此

處の輪番操業は毎年の抽籤には依らず舊慣に基いて一定した順位の下に行はれたと見られてゐる。然し此の様な舊藩時の租税や部落の草分け舊家等に係つた特權は、明治の漁業組合時代に入つて殆ど無くなつたかと思はれる。

以上は毎日交代若しくはそれと察せられる漁業に就て記したが、數日乃至それ以上の期間同一漁場を使用して、循環交替する例もある。即ち

12、静岡縣賀茂郡土肥村(註八)

鰯刺網ハ四人一組ト定メ、同漁場ハ通崎本番、同二ノ網番、團子島本番、同二ノ網番ノ四ヶ所アリテ、抽籤ノ上三日交代ニ營業ス

13、愛知縣知多郡片名浦漁業組合規約

壺網、角立網、鰯打網漁業者ハ漁期始メニ於テ抽籤ヲ以テ漁場ノ順位ヲ定メ毎月順番交替シテ漁業ナスモノトス

14、岡山縣邑久郡裳掛村福谷漁業組合規約

烏賊巢曳網漁業者ハ漁期初メニ抽籤ヲ以テ烏賊巢沈没ノ順位ヲ定メ漁業スルモノトス(同

縣小田郡北木島ニ於テモ同様)

15、岡山縣小田郡北木島漁業組合規約

本組合專屬ノ壺網漁業ノ春期漁ハ抽籤ヲ以テ漁場ヲ定ム、但シ二漁場ヲ以テ二組トシ、組内ハ十日毎ニ甲乙漁場ヲ交替ス

16、鹿兒島縣肝屬郡伊坐敷漁業組合規約

大敷網漁業ニ就テハ組合員相互ニ一ケ年交替ニテ輪番ニ漁業ヲナスモノトス、但シ場合ニヨリ組合員ニ非サルモノニ漁業權ヲ貸付スルコトアルベシ

此外に交替時日不明なれども次記の例も此處に記載さるべきである。即ち

16、石川縣羽咋郡一宮漁業組合規約

辛螺漬、螺漬漁業者ハ抽籤ヲ以テ毎年漁期始メニ於テ各自漁場ノ位置ヲ定メ、日時ヲ期シテ各自ノ漁場ニ配列シ一同ニ漁具ヲ投入スルモノトス

上記の如く漁場の廻轉遅きものは12の鰯刺網13の鰯打網を除くならば何れも壺網大敷網等の定置漁業か若しくは魚巢装置の原始的なる伏漬装置を施す定置的漁業(柴束類を海中に沈下せ

しめて水族を蝟集せしめ之を捕る漁業である事が判る。

輪番操業事例は以上を以て終る。其の例示せる所は甚だ僅少ではあるが、斯る操業例は各地に存し、地先沿岸漁業の隆盛期即ち明治時代に於ては恐らく我國沿岸の到る所に之を見たであらうと思はれる。殊に上記の資料の限りに於ては地曳網漁業に關するものがその半數を占めてゐた。然るに此の地先漁業の大宗であつた地曳網漁業は次第に衰微し、之に代つて擡頭せる揚繰網等の旋網、流刺網等の岸を漸次距る沖合操業漁業は、一村一部落内にのみ通用せる如上の地先漁場に關する慣行規約を沖合にまで保持し行ける筈は言ふ迄もなかつた。故に伊勢贅浦の小罾網に於ける慣行の如く地先網漁業の衰滅と共に自然消滅した漁場慣行も必ずや尠くはなかつたと思ふ。けれども之等の慣行は全然衰亡の一路を辿るとは無論考へられない。壺網罾網罾等の小定置漁業や蝦刺網、小釣小網の如く全く地先磯付に依存する小漁業のみならず、大謀大敷網及び鯿飼付等の比較的大規模なる定置性を有する地先漁業（魚群を追跡せず、その來るを地先に待つか、魚を誘致する装置を地先の海中に施設する飼付、伏漬、柴漬等の漁業）には部落内漁業者の自律的統制操作が當然繼續せらるゝ筈であり、最近は特にその傾向が認められ

る様である。

(二) 魚群發見の順序に依る操業例

1、新潟縣三島郡寺泊町字野積

此の地には世襲の舊地曳網組が十二組あり、會て十二帖の網を操業してゐたが、現在は漁業不振にして十二組中の幾つかは合同し、十二組を以て七帖の網を營んでゐる。地曳網の出漁順序は前以て協定する事なく全く競争裡に委ねられてゐるが、然しその競争の先後決定は魚群發見の先後に據つてゐるのである。即ち魚群襲來を最先きに發見して箒を以て魚群所在の位置を指した網組を以て一番網とし、之をサキドリと稱する。而して箒を二番目に指した組を二番網とする。

此の慣行も亦頗る廣く我國の沿岸部落には分布してゐた様子である。もう少し此の例を次記すると

2、鳥取縣東伯郡（註九）

舊藩時代沖合漁業には何等の制限もなかりしも唯地曳網のみに限り、見勝と稱して、最初に

魚群來游を認めたる網が先取權を得た。而して若し問題が起ると濱庄屋と稱する今の漁業組合長の如き者が之を裁決した。又一部の漁村に於ては打勝ちウチカチと稱し一番最初に網を打ち廻したものを以て先取權者とした。

3、茨城縣久慈町漁業組合規約

漁業者魚群ヲ發見シ目標（方言マネキ）ヲ揚ゲタル船ヲ先捕者トシ、相次グモノ順序ヲ踏
ンデ之ガ漁獲ヲナス、出船ニ際シ先進船浪間（方言ナマ）ヲ窺フ爲メ進行休止ニ當リ、後
進船ハ必ズ順序ヲ踏ンデ苟モ衝突妨害ヲナスベカラズ

4、岡山縣小田郡北木島漁業組合規約

漁具ノ何タルヲ問ハズ漁業者二名以上集會シタル場合ニハ、先キニ魚群ヲ發見シタル者漁
獲スルノ權利ヲ有シ、同時ニ發見シタル時ハ魚群ノ進路ニ當ル最近ノ漁業者ガ漁獲權ヲ獲
ルモノトス

5、宮崎縣兒湯郡富田漁業組合規約

何漁業ヲ問ハズ漁船若シクハ山ヨリ魚群發見ノ信號ヲナシタルトキハ之ニ關係ナキ他漁船

ハ其ノ魚群ニ向ヒ投網シ又ハ魚道ニ於テ妨害ナサルモノトス

斯の如き例ならば尙幾つかを掲げる事が出来るであらう。魚群襲來の發見は偶々村人の偶然なる發見に掛る事もあつたが、船上或は海中に櫓を立て、見張りする者もあり、古くは多く海面を見晴らし得る岬の突端や山上或は樹上などに小屋を設けて之を山見小屋アラミ小舎等と稱し、尙此處に在る見張人を山見、色見、村君等とも呼稱してゐた。魚群をナムラ、ワキ、イロ等と言ひ、魚群襲來による海面の色彩の變化とその動靜により、魚群の何魚たるやまたその量の寡多を察知して、村に之を報せるのが先づ色見の任務である。而してこの報せに依つて始めて漁撈者が召集せられた漁業あり、陸上の納舎に重立つ者が待機してこの報せに應ずるものあり、またすでに出航してゐてこの報せに應じ直ちに出動するもの等種々なるものがあつたが、この色見が多くは采配若しくは箒、笠等を振つて、魚群を魚網中に圍繞するまでの指揮を爲したのである。

古代邑長を意味した村君なる呼稱が、徳川時代より明治に至るまで東北地方より九州に及ぶ廣範地域の各漁村に於て、この色見役即ち漁撈指揮者か若しくは大網漁業主を意味する言葉と

し生きてゐてた事は頗る興味深い(註一〇)。

然し乍ら斯る操業順位決定の方法も亦、地元より見晴し得る海面に凡そ定期的に魚群の襲來するを待つた時代にして始めて各地に存し得たものであり、漁業も一漁家自營の如き小漁業にはなく、少くとも數軒以上の漁家が専屬に此の漁業に従事し、尙臨時手傳として十數人以上の曳子を要する地曳網、建切網等の地先大網漁業に之を見たのであり、今日に於ては僅かにその残存が見出し得るに止まるのである。

(三) 漁場到着順位による操業例

之は魚群所在の場所に到着した順序に依り操業するを規約した例で、尤も自然な規定の方法と思はれるが、之に關する規約は主として殆ど同時に漁場に到着した船が二艘以上ある場合、何を以て一を先着とし他を後着とするかを豫め定めてゐるもの、及び先着船の漁業を妨害せざる様後着船の行動を制限したるものが多い。

1、石川縣能登地方(註一一)

地曳網又ハタカリスキ漁ハ漁船ガ漁場ニ到着シタ順序ニ從ヒ漁撈ス、二艘以上ガ同時ニ漁場

ニ到着セル場合ニハ各船ノ共通トス

2、茨城縣鹿島浦地引網漁業組合格約

鱈魚ハ發見ノ前後ヲ問ハズ、先張ノ網ニ對シ妨害スベカラズ、但シ甲者先網ヲ張り乙者其前口ヲ張ルベカラス、甲者張網ノ準備ヲナシタル時乙網ハ片網(方言カタセハ)ニテ其前口ヲ張ルヘカラス、甲乙同時ニ張網ヲナシタルトキハ寄合網トナスベシ

3、愛知縣渥美郡細谷村鱈地曳網漁業規約

岡網ニ於テハ漁船二艘宛(註、漁船二艘ヲ併用スル地曳網)ヲ以テ互ニ競争スルノ場合ハ舳網ヲ先キニ投ジタルモノヲ以テ先掛ケトス、漁船一艘宛(註、漁船一艘ヲ以テナス地曳網、普通片手廻シト呼ブ網)ヲ以テ互ニ競争スルノ場合ハ網ヲ採リ網桶ヲ水中ニ投ジタルモノヲ以テ先掛ケトス、漁船二艘掛ケ網ニ對シ、一艘掛ケヲ以テ競争スル場合ニハ二艘掛ケハ舳網、一艘掛ケハ網桶ヲ水中ニ投ジタルモノヲ以テ先掛ケトス

愛知縣渥美郡老津、堀切、高松、豊南にも例3の如く鱈地曳網に二艘廻し網と一艘廻し網の二種あり、其の漁場に於ける先後決定の方法は細谷村と全く同様であつた。

4、和歌山縣東牟婁郡(註一二)

本敷網ハ漁場ニ先着セシモノヲ一トシ、同時ニ漕キ付ケタル時ハ網船ノ前後ニ依ル、網船同時ニ漕付タル時ハ入潮ノ時ハ沖合ヨリ來ル船ヲ先トシ、出潮ノ時ハ其ノ反對ニス、尙捕魚ノ有無ニ拘ラズ一網使用毎ニ交代操作スルモノトス

5、兵庫縣飭磨郡家島村宮ノ浦

多數の小延繩船は餌を買ひ入れると場取りと言つて先きを争つて漁場(繩場と言ふ)に出掛ける。而して第一番に漁場に到着した漁船を基準(マトと云ふ)として次々に碇を卸す。此の際一番船の潮上に次船が來て繩を延べるのは良いが、先着船の潮下に於て之に接近して繩を延べる事を嫌ふ。之等繩延に就ては前記せる繩船組合により仲間内の規約があると云ふ。

延繩漁に於ては家島のみならず先着船の潮下に位置して操業するを嫌ひまた禁ずる例も存する様であるが、その反對に潮上に接近して操業するを嫌ふ例もある。之は潮上で延繩を流し又は切断した場合、その繩が流れて自漁操作を妨げるからであるとも言ふ。何れにせよ潮流を横斷し並行に繩を延べる各延繩漁船間の間隔には最小限度が存してゐると思はれる。

次に鯉釣漁場及び餌床漁場の慣行を簡單乍ら一括してをかう。前者に付ては現在は略々全國の鯉釣漁業者間に通用する一慣行が存在してゐるかの様で、何處の地で質ねるも現行には大差がない様に思はれる。即ち鯉群を發見し早く鯉群游泳する場所に到着して、最も早く餌付けたる漁船を一番船(廣く元船と稱する)となしてゐると見做される(餌ひ付けるとは生鯉を海中に投じて鯉群が之を食ひはじめる様にする事、之には相當の巧拙がある)。而して鯉船二三隻が殆ど同時に鯉群に到着し餌付けに掛つた場合には、船の最も先きに出てゐるものを一番とし其の船の左舷に着いたるものを二番、右舷に着いたるものを三番とし、二艘前後なく到着せる場合には右舷を一番としてゐるかと思はれる(但し之は尙よく確めてみねばならぬであらう)。

次に餌床漁とは、鯉群が鯉鮒等の大魚に追はれて密集團結し、その魚群が海面に盛り上つたものをエドコと言ひ、之をタモアミ、ハラミアミ等の小網を以て掬ひ捕る漁業の名稱である。鯉釣は古くより生鯛を餌と爲せる故に鯉釣船は最も熱心に餌床漁を爲したのであつて、此の漁の前後争ひは何れの地方でも頗る激しかつた様子である。岩手縣海岸の明治時代に於ける和船

の鯉釣船の如きは漁期中毎日餌床の出現しさうな海面を航漕し、餌床を見出せば之を掬ひ、それから鯉釣に出掛けたのであつて、餌床の発見出来ぬ日には海上を唯あちこちと漕ぎ廻る丈けで鯉釣を試みる事もなく歸つて来たものだと言はれてゐる。

6、静岡縣賀茂郡津漁業組合規約

元船(一番船)ノ舳先ニ他船ハ臨ムベカラズ、二番船以下ハ假令風向ノ都合アリト雖モ元船ノ左舷ニ順番ヲ直シタクベシ、但シ元船ニ於テ鯉ヲ飼付、魚ノ進行速カニシテ、夫ガ爲メ艀三丁ヲ押シ鯉ヲ釣ル際ハ之ヲ漕釣リト稱シ前項ノ手續キテ踏ムヲ要セズ、餌ヲ撒カザル船ハ順番ノ權利ヲ失ヒ後番ニ廻ルモノトス

7、同縣田方郡戸田町

鯉群中で飼付けた船を一番船とし一番船が鯉を釣つてゐる内は、二番船は釣竿を二本しか使ふ事が出来なかつた。また三番船以下は釣竿一本しか使ふ事が出来ず、一番船の漁の終るのを待つてゐた。而して一番船が釣りまけると(餌が無くなると)二番船の各員が釣りに掛つた、西伊豆の和船鯉釣り時代には概ねこの慣習が此の海岸一帯に存した様子である。

8、和歌山縣田邊町附近(註一三)

四月一日より六月十四日までを銘々釣と稱す。此の間最初に鯉群を發見し餌付けたる元船一隻を限り漁す、而して元船の右舷に漕ぎ付けたるを二番船とし、二番船二艘ある時は元船の右舷の艀に付けたるを先とし舳に着けたるを後とす。六月十五日より十月末日までを押上釣と云ひ、此の際には漁船相集り互に漁す、一番船を元とし順次後方に順流して操業す。

6、静岡縣賀茂郡津漁業組合規約

餌鯉ヲ捕獲スル際ニハ一番船ガ捕獲セシ後ニ、次番船ガ一番船ニ漕付テ其ノ捕獲セル餌ノ分配ヲ乞ヒ受ケタル時ニハ、其ノ船ハ餌鯉ヲ捕獲スル權利ヲ夫ヒ、次船ニ二番ノ權利ヲ與フルモノトス

10、静岡縣賀茂郡仁科村濱

午前中の餌床漁に一番船二番船の區別が付かぬ時には、陸から行つた船が沖から来た船よりも先取りの權を有し、正午過ぎになると反對に沖から来た船の方が先取りの權を獲てゐた。それは午前中だと陸から行く船の影に餌床がつけ午後からはその反對になる爲めであつたといふ

(昭和十五年筆者同地に聞く)

11、和歌山縣田邊町附近(註一四)
先着順に餌床を掬ふ。但し一番船は餌床の周圍を廻つて捕獲し得るが、二番船以下は廻つて捕る事が出来ない。

12、宮崎縣兒湯郡富田漁業組合規約

鯨餌床ニ遭フ時ハ一番船ノ所有ニ屬スト雖モ、所用ノ餌料ヲ捕獲シタル時ハ二番三番ニ相當ニ分與スベキモノトス

鯨釣、餌床漁には尙各地に種々なる慣習が存してゐた様である。その内餌床漁で注目せらるゝは、之は競争激しくまた一番船の特権が上記の如く種々の形に於て認められたるに拘らず、東北地方より九州に至るまで一番船の捕獲餌鯨の一部を二番三番船が分與する様要求し得る慣習の存してゐた事である。然し之に就ては未だ考へる所はない。

此の漁業は部落地先の海面より脱したる海上に於ても屢々行はれた故に、明治時代と雖も鯨群、鯨群を中心として出遭ふ漁船は數ヶ村乃至それ以上に及ぶ事も珍しくはなかつたと思はれ

る。例へば土佐足摺崎、紀州潮岬附近ではその様であつたから、斯る漁業規約は一村落を限るものでは効果が頗る薄かつたと思はれる。即ち紀州潮岬附近十數ヶ浦の鯨釣漁船主が明治以前より組合を作り潮岬會合を以て同業者間の漁業自律を保持し行く必要があつたわけである。(註一五)然し乍らまた餌床、鯨漁に關する斯の如き慣行は、一村一部落別に變化する事が少なかつた様で、概ね相當廣範圍に互り相似たる慣行が保持せられてゐたと見做し得ると思ふ。之は同業者間に特に組合を設けずとも、平素沖合に於て魚群を巡つて操業接觸を反覆する内に、相當に共通せる所の慣行規約が不文律ながらも形成せられたものと推察する事が出来る。

(四) 一齊の共同操作漁業例

1、山形縣西田川郡海面漁業組合規約

鯛繩ヲ出サントスル時ハ上ミ下モへ高聲ヲ發シテ通知シ、而シテ一趣ニ配出シ、又釣揚ケントスルトキハ一同松火ヲ照スモノトス

2、石川縣羽咋郡一宮漁業組合規約

辛螺漬、蛸漬漁ニ於テハ各自漁場ニ配列シ一齊ニ漁具ヲ投入操業スルモノトス

等四編 漁場の慣行に就て

斯の如き慣行は特に湖川等の狹隘なる水面に行はれる漁業に顯著に見出される。即ち東京その他各地の鰯の並打ち巻打ちの如きは數十艘の漁船が圓陣又は二列に並び軍隊式に一齊に網を投じた(註一六)。此の際少しく遅れて網を投ずると漁獲が多いが、之は嚴禁されてゐたのである。この一齊操作は河川漁業に於ては漁獲機會を各船に均等ならしめるを其の趣旨とした故に漁船の配列即ち各船の漁場をも平等ならしめる爲めに、操業毎にその配列を順操りに組替へてゆく慣行をも伴つてゐる例が少くない。

3、和歌山縣東牟婁郡田原村(註一七)

田原村大字下田原ニ於テハ蝦網ニ限り一種特別ノ慣行アリ。期節中毎日各船ノ出漁ハ同所川口ノ岩ニ繫船杭在リテ其ノ杭ガ日蔭ヲ生ジタル時(凡ソ午後三時頃)ニ一齊ニ乗出シ相競フヲ漁場ニ到リ操業スルノ慣例デアツテ漁民モ亦之ヲ以テ腕試シト稱ス

斯る一定時期を見て一齊に出漁せしめる慣習は漁場口明けに數多く存し殆ど枚擧に遑ない。之は全く貝藻採取、蟹蝦刺網等の磯付漁業に限られた慣行であり、出雲隱岐等では之をスと稱してゐる。而して此の地方ではワカメ、テングサのスが在るのみでなく、山には薪木のス、木

の實のスもあり、之は隠顯極まりない魚群捕獲とは異つた葦山の葦を刈ると同じい慣行で良かったのである(註一八)。

(五) 雜例

以上の外に出漁操業に關して種々なる慣行が存するが、それ等の二三を参考までに附記してをくと

1、新潟縣北蒲原郡松塚村藤塚濱

鰯地曳網七統あり(明治時代最盛期には十二統あつた)、地引網一統毎に納舎一つありて、納舎毎に各々網バサ(網を掛け于す装置)を砂濱に所有してゐる。而して朝第一回の網曳のみは各網組毎に、各自の網バサの前の海に操業する規約になつてゐる(第二回からは自由)。其れ故に漁期前に網バサを作る際には豫め場割をなしてゐるが、此の場割は抽籤に依らず各網組の乗組員の住居の位置等により、便利なる場所を協議し決定してゐる(昭和十三年筆者同地に聞く)。此の慣行は特別漁業權を制定せしめた慣行の端初的な一例であらうと頗る興味深く聞いたのであるが、斯る形態に止まつた所以は、此の海岸は同様なる一帯の砂丘砂濱にして何れの地を

占むるとも殆ど優劣なき地勢に在るからであらうと思つた。今日此の一つの網バサに所屬する海汀の長きは百五十間位であるが、往時地曳網統數の多かつた時代にはその長さは百尋位で、今日よりも遙かに細分せられてゐたといふ事である。

2、山形縣西田川郡海面漁業組合同規約

鯛繩一艘ニ付キ二十五枚配出スルモノトス

3、石川縣能登地方(註一九)

刺網漁又ハ釣繩漁ハ潮流又ハ風向ニ依ツテ各船ガ其ノ遠近ノ距離ヲ定メ、夜間ハ必ズ篝火ヲ點スルコト

4、島根縣八東郡野波村字野波

鰯地曳網が部落内の各小字に一帖宛あり、都合四帖あつて之が抽籤輪番に操業してゐたことは上記せる如くである。而して一番網が漁獲しても尙魚群が残つてゐる場合には、一番網が未だカセトラヌ内に二番網が船を出して居れば二番網が之を取り、二番網が未だ海中に船を卸さぬ内に一番網がカセトツテ居れば、再び殘魚を一番網が網曳きする規約となつてゐる。このカ

セトルとは地曳網の曳網を全部曳き終り、網曳き漁夫が魚網に手を掛ける事を意味する言葉である。

この様な例即ち一番網の操業から次の二番網の網曳きに移ると云ふ様な操業切替の基準を示す規約は、逃げ足早い浮魚を捕る漁業の輪番操業慣習には必ず附隨する所であるが、この規約の理解は漁撈操作を良く知らぬと甚だ困難なるものが多いので、漸く一例を茲に示し得たのである。

5、靜岡縣賀茂郡君津漁業組合同規約

秋刀魚網ハ最初發見シタル船ト雖モ魚足迅速ニシテ他船ノ張構(註、網舟手舟ノ配置區域

内)ニ入りタルトキハ、其ノ漁獲權利ヲ讓渡スルモノトス

尙雜例としてならば列擧する多くがあるが茲で打切つて、唯異種漁業間の規約に就て簡単に記してをくと、舊藩時代に於ては藩御用幕府御用魚を命ぜられてゐた漁船には優先的な權利が在つたものが多い様であるが、明治に入つては漁業組合同規約や種々の漁業慣行を見るに、地曳網、鯉釣漁等のみに優先的な特權の存した例を見る。之は斯る漁業主が漁村部落内に於て當時

社會的に有力な地位を占めて居た爲めか、それとも舊藩時に於ける納税が此の二漁業に特に重く、之に基く特權の當時に残存した爲めか付ては未だ検討した事はない。而して此の外に特に異種漁業間の入會操業に關する慣行規約を頻見せぬ所以は、少くとも地先漁業時代にはあまり其の必要がなかつたからであらうと思はれる。即ち前記せる如く大部分の漁村に於ける各漁家の漁業々態若しくは勞務事情は同様であつたから、村内に同一漁場を相競ふ異種漁業は殆どなかつたらうと思はれる。而して地先に相競ふ異種漁業者が出現するとすれば、それは近隣の漁職を異にする漁民か若しくは遠く波浪を越へて何處よりか入漁した漁民かの何れかであつて之との競争には村内規約に従服せしめ得ぬ限りは、漁場論争に關する文書類に資料を求めねばならぬ筈であると思ふからである。

三、結 記

以上の如く地先漁業時代にはそれ／＼漁村部落内に其處に適當した漁場行使に關する慣行あり、之に據つて全漁家乃至は漁業主間の公平を旨とした使用と漁場の保持とが爲されてゐたのであるが、漁場の遠隔化は漁場掌握の實權を決定的に他に移行せしめ、從來の漁村を基とした

行使慣行は、山の口明けに等しい貝藻類の採取と地先に於ける定置的漁業にのみ僅かに残り得て、他は僅かに魚群に到達せる先後決定に關する規約に舊慣行の一方法を繼承してゐると大まか乍ら言ふ事が出来ると思ふ。

註一 アチツクミウゼアム編社會經濟史料雜纂第二輯

註二 舊藩時代の漁業制度調査資料、此の内和歌山縣に關する資料は明治時代の慣行を主として記してゐる。

註三 同上書

註四 昭和九年筆者同地に於て聞く

註五 昭和十三年筆者同地に於て聞く

註六 アチツクミウゼアムノート拙稿伊豫日振島に於ける舊漁業聞書

註七 同上編 豆州内浦漁民史料

註八 静岡縣水産誌

註九 舊藩時代の漁業制度調査資料

第四編 漁場の慣行に就て

- 註一〇 史學一九卷一號拙稿村君の殘存について
- 註一一 名古屋控訴院管内司法資料 能登の舊慣
- 註一二 舊藩時代の漁業制度調査資料
- 註一三 旅と傳説四卷六號
- 註一四 同上書
- 註一五 舊藩時代の漁業制度調査資料
- 註一六 明治四十五年石川縣湖瀉内灣利用調査報告
大正十二年琵琶湖水産増殖事業成績報告
アチツクミウゼアムノート、拙稿土佐四萬十川の漁業と川舟
- 註一七 舊藩時代の漁業制度調査資料
- 註一八 アチツクミウゼアムノート、拙稿隱岐島前ニ村探訪記、外ニ昭和九年筆者出雲八東郡旅行に於て聞く
- 註一九 名古屋控訴院管内司法資料 能登の舊慣

尙、註なき各地漁業組合同規約はアチツクミウゼアム藏の同規約寫に據つた、而して同規約には年度不明のものが少くないが、明記あるものは明治時代のものであつて従つて不明のものも多くは當時のものと推察される。
(農業と經濟八卷六號七號)

漁人
發行部三〇〇〇部
出文協承認一〇一五



配給取扱

東京市神田區淡路二丁目九番地
日本出版配給株式會社

<p>昭和十七年七月十五日 印刷納本 昭和十七年七月二十日 發行 定價 一圓八十錢 送料十五錢</p>	<p>東京市世田ヶ各區松原町四ノ一六 著作者 櫻田勝徳 東京市小石川區大塚窪町一番地 發行者 戶田謙介 東京市神田區鎌倉町十九番地 印刷者 井關敦雄 東京市神田區鎌倉町十九番地 印刷所 明治印刷株式會社</p>	<p>東京市小石川區大塚窪町一番地 大阪府西區京町堀ビル 發行所 六人社 振替 東京一五五四四六 大阪一〇六六九六</p>
---	---	---

民俗選書刊行の辭

現下複雑多岐なる世界情勢に善處しつゝ、將來日本の世界的地位を確立するためには、日本精神の確固たる把握を必要とする。本社はこゝに見るところあり、斯界の權威柳田國男先生を煩はし、郷土生活研究會同人その他の協力によつて、「民俗選書」を刊行し、以つて我國固有の民俗精神を具體的に鮮明にし、且つ日本精神の本質を明らかにしようとする。

第一期刊行

民間曆	(八月上旬刊行)……………宮本常一著
きももの	(八月下旬刊行)……………瀨川清子著
國民史と民俗學	……………柳田國男著
民俗探訪	……………橋浦泰雄著
山の幸	……………倉田一郎著
雨乞	……………關敬吾著

世界民族文學選書

東亞の盟主たる我等にとつて最も必要なことは、共榮圏はもとより、それに近接する各地に住む諸民族への理解であらう。深く正しい理解あつて始めて適切なる指導をなし得る。我社はこゝに「世界民族文學選集」を刊行し、文學を通じて、最も具體的にして深き理解を與へようとする。この意味に於いて、原作者はいづれも各民族生え抜きのチャンピオンのみを選んだ。

黑人小説	
「黒い深い河」……………	ロバート・ライリー作 (定價二圓)
印度小説	
「觸るべからず」……………	ムルク・ラジ・アナンド作 (定價一圓八十錢)
濠洲小説	
「珊瑚礁の女」……………	濠洲作家三氏譯 (近刊)
加奈陀小説	
「白い沈黙」……………	コンスタンタン・ワイエー作 (近刊)

923
257

好評の優良品圖書

<p>字引 天下無双の豆辭典 價五十錢 二十五錢</p>	<p>和・英・佛 今和次郎先生序 洋裝洋裁用語大辭典</p>	<p>日本寫真協會篇 増補改訂版出來！ カメラガイド</p>	<p>航空知識事典</p>	<p>ロバート・ライリー著 井上英三譯 黒い深い河</p>	<p>大場彌平少將閣下推薦 近代スパイ戦 原圭二著</p>	<p>一民の力</p>
<p>携帯至便のゴールデン・パット型なら十萬の語句と二 千あり、外來語や間違ひ字句の正しい書き方と表 が、既小僧さんまで役立つ。美裝 五百十二頁。</p>	<p>洋裝洋裁の最高知識書で、洋裝洋裁の指導者は勿論、洋 装店や洋裁人に与つては、その聰明な顧問であり、凡そ洋装 三六判美裝 寫眞、參考圖版付 定價貳圓八十錢 二十五錢</p>	<p>カメラの事なら何でもわかる入門兼奥儀の書。カメラ 入門、寫眞術、十二ヶ月、フィルム、カメラ、フィルム、機材、現像、付 覽、その他、手帳型美本、三百八十頁 定價壹圓 二十五錢</p>	<p>堀丈中将閣下推薦の、専門に過ぎず興味に墮さぬ一頁 十一話の航空早わかり事典。筆者は民間航空の實際に尊い二 航空の知識！ 有する中、正夫氏である。戸必ず一冊、九錢</p>	<p>黒人文學の巨彈！ その女辯護士は白人の迫害に苦 如何に活躍するか、そして、その黒人の生命を救はんとして B6判四百頁 定價二圓 二十五錢 裝釘 井上覺造</p>	<p>國際間諜の委と動きと、その實體を知り、スパイが如何 に巧妙なものであり、如何に怖るべく防諜を左右するに至 るか、判三百餘頁 定價壹圓二十錢 送料九錢 原圭二著</p>	<p>大政翼賛は先づこの自覺からと喝破する大政翼賛讀本 内容、本皇國日本の本質、臣民道の反省、統制經濟の出現、皇道 經濟の本質、木崎爲之著 四六判百六十頁 定價九十錢 二十五錢</p>

東京市小石川區 六人社 大塚 電話 四四四一 一四七五 四四四一 四四四一 四四四一

21924

